# 委員会会議録

平成25年3月6日開催

建設水道常任委員会(付託・所管)

# 建設水道常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年3月6日(水) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長 池田 網姓 君 副委員長 細山田 為重 君 委 君 博 君 員 徳田 和昭 委 員 宮 内 委 員 蔵 原 勇 君 委 員 吉永 民治 君 委 岡村 一二三 君 委 員 覺 員 厚 地 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長 篠原 明博 君 建設政策課長 下拂 勉 君 建設政策課政策G長 田實 一幸 君 土 木 課 長 馬場 義光 君 土木課道路整備第 1G 主幹 有馬 正樹 君 土木課道路整備第 2G 長 別當 正浩 君 土木課河川港湾G長 西元 剛 君 建築指導課長 川上 健朗 君 長谷川俊己 君 竹下 浩二 君 建設施設管理課長 建設施設管理課道路維持G長 都市計画課長 川東 千尋 君 都市計画課都市整備G長 猿渡 千弘 君 都市計画課都市計画第 2G 長 池之上 淳 君 建築住宅課長 矢野 昌幸 君 松田 祥一 君 賢二 君 建築住宅課住宅G長 建築住宅課建築G長 侍園 建築住宅課住宅収納G長 杢田 信幸 君 建築住宅課住宅G主任主事 竹内 和義 君 下水道課長 島内 拓郎 君 下水道課業務 G 長 前田 勤 君 下水道課工務 G 長 大脇 賢治 君 國生 勝已 君 下水道課業務 G 主査 下水道課工務グループ主任主事 山内 勇 君 水 道 部 長 馬場 勝芳 君 管理課水道政策 G 長 浮邊 文弘 君 管 理 課 長 小松 太 君 管理課主幹 西野 伸一 管理課水道政策 G サブリーダー 吉永 利行 君 君 渞 水 課 長 山下 晃 君 水道課施設第 1G 長 下村 英明 君 池田 洋一 区画整理課長 久永 哲士 君 商工振興課長 君 商工振興課商工観光政策 G 長 田島 博文 君 企画政策課企画政策 G 主査 山口 清行 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 甲斐 平 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- 議案第 5号 霧島市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 6号 霧島市給水条例の一部改正について
- 議案第 8号 霧島市景観条例の一部改正について
- 議案第 15 号 霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 17 号 霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例の制定について
- 議案第 18 号 霧島市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定につい て
- 議案第 20 号 霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の 資格に関する条例の制定について
- 8 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。
  - 第一次霧島市総合計画後期基本計画 (素案)
    - ・生活基盤の充実
    - ・交通体系の充実
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

# 「開会 午前 10 時 00 分」

#### ○委員長(池田綱雄君)

それでは定足数に達しておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会します。本日は2月 25日の本会議で当委員会に付託されました9案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

## [「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。それでは、議案第6号霧島市給水 条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

# ○水道部長(馬場勝芳君)

議案第6号 霧島市給水条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の主な改正点は、2点でございます。先ず、1点目ですが、霧島市内におきましては、市の水道事業給水区域外に集落等で管理する簡易水道や集落水道が存在いたします。これらの水道施設に不具合が生じたり、水質が悪化した場合など、飲料水を確保するため水道部に応急給水の要請がございますが、現行条例においては、基本的に対応できませんので、今後も、このような要請が予想されますことから、本条例第2条に給水区域外への臨時給水ができるようにただし書きを追加するものです。次に2点目でございます。水道事業におきましては、水道部で管理する配水管から分岐した給水管等の給水装置によって各家庭、各施設等に給水を行い、それに伴う水道料金の設定を行っています。しかしながら、受水槽を設置しているマンション、病院等におきましては、施設に不具合が生じた場合、給水車での応急給水の要請があることから、本条例に給水装置によらない、つまり給水車等で給水を行う場合の料金徴収に関する条文を追加しようとするものです。なお、料金の具体的な算定方法等については、別に規程を設け

ることといたします。 また、本条例全般において文言の修正箇所がございましたので、併せて改正 しようとするものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお 願いいたします。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより議案第6号について,執行部への質疑に入ります。 質疑はありませんか

#### ○委員(蔵原 勇君)

今の説明を伺ったわけですけれども、この臨時給水というのは非常にありがたいのですが、受水槽を設置しているマンションとか公営市営住宅のヒビ、漏れ、こういうのをよく聴くのですが、受水槽の耐用年数というのはそれぞれ違うと思うのですが、どうなっているのですか。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

水道事業で建設したものにつきましては、先般の一般質問でもございましたとおり地方公営企業法の施行規則、その中でいろいる構築物等の耐用年数がございますけれども、まあ受水槽とかそういったものにつきましては、水道部でしたものであれば、例えば構築物は 60 年ということがあるのですけれども、実際それぞれでされた物につきましては、私どものほうでは把握できないところでございます。

## ○委員(宮内 博君)

今,簡単な説明を部長から受けたところですか,少し分からないところがありますので,まずお聴きをしておきたいと思います。今回の改定の第1点の関係でございますけれども,集落などで管理する簡易水道,集落水道の存在をここで言っているわけですが,これらの不具合に対応できるような条例がないということで,それに対応できるようにするということでありますけれども,まず,これらの簡易水道・集落水道の存在がいかほどあるのかということが第一点,それから,現状においてそういった不具合というものに対して,どのような対応をこれまでやってきていたのかという2点お聴きしたいと思います。

# ○水道課長(山下 晃君)

その箇所数につきましては、ちょっと把握しておりませんが、人口でいきますと約 5,000 人が該当すると思います。これまでの不具合の処置の仕方なのですが、どうしても集落水道の取水ポンプが故障して全然水を送らなくなったということで、たまに水道部のほうに給水車を出してくれという要望があります。水道部としましては、給水区域外だからということで断ることもできるのかもしれませんが、市民がかなり大変な状況ですので、これまでにつきましては給水車を出しております。以上です。

## ○水道部長(馬場勝芳君)

施設数につきましては、ちょっと数値がないのでございますが、条例の中に雑飲料水ということで、国分地区が多いと思うのですけれども、補助事業等で、市のほうで整備をされて、そして地元が管理

していると、そういった飲料施設がございます。そういうところから。実はありまして、一応担当課がございますので、担当課のほうで対応するならばということで、給水車をお貸しして、担当課のほうで水を運んでいたということで、後の料金とかそういうのは取るものがございませんでしたので、それは市からの要請ということで、担当課のほうで対応していただいたということでございます。

# ○委員(宮内 博君)

数字は押さえていないということですけど、想像するに採算性が非常に悪いと、水道事業を導入するということにした場合に、かなり投資が掛かるというようなところが、残されている部分ということではないのかなというふうに思うのですね。そういうことからしますと、いわゆるまち部ではなくて、里山地域、周辺部の地域だろうと。当然、そういう地域は共通してどこも高齢化が進んでいるわけでありますけれども、政策的に市として、そういったところにどういうふうに上水道の普及を図っていくのかというようなことは、水道部として、政策的な位置付けを持っていて、計画的に取り組むという形を並行してやっているのですか。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

水道事業につきましては、やはり公営とは申しますけれども、企業ということがついております。 当然採算性・経済性というものが求められますので、やはり採算性がとれないとなかなか、そういった ところまで水道配水管等の整備をするというのは、なかなか難しいと思っております。しかしながら、 市の全体のことを考えますとやはり水の確保というのは当然必要なことでございます。今、御指摘の ように高齢化によってなかなか施設の維持管理ができなくなったという声が、我々のほうにも寄せら れます。そういった場合につきましては、やはり市全体のことと考えてですね、水道事業だけで対応 というのは難しいですので、やはり市の企画部のほうでいろんな各部・課にまたがるような調整のた めに委員会を持っておりますので、そういう委員会の中で協議をして、どのように対処していくか、 水道事業としては、市のほうで整備をされて、そしてあとを引き継ぐというようなことでないと、水 道部だけですべてやろうとしますと、非常に企業経営が苦しくなるということでございますので、水 道部だけではそういったことはできないというふうに考えております。

## ○委員(宮内 博君)

水道部だけでやれということを言っているのではなくて、やはり計画的にそういうところは、政策的なものが求められるというふうに思いますので、ぜひ、また今後も取組みをお願いしたいと思います。それからもう一点の給水車による給水の料金徴収の関係の分が、2点目に追加をされたということでありますが、ちょっと計算ができておりませんので示してほしいんですけれども、第26条の2項に、その部分があるのかなというふうに思いますが、これはどれくらいの料金になるのですかね、例えば10トンぐらい利用した場合に、1㎡あたり110円ということですので、10トンで1、100円になるということになるのですけれど、通常の13mmの料金等と比較をして、料金の度合いはどういうふうに、だいたい同じようなレベルというふうにして料金を設定しているのですか。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

この第 26 条の 2 ということで,条文を追加いたしました。その中に 1 ㎡あたり 110 円ということにしておりますが,今,10 t までが 85 円,20 t までが 110 円ということで,一番高い料金,それで設定しております。こういう条例につきましては,このような条例の中で整備をしているというのは全国的にも余り多くはございません。阪神淡路大震災があった後に神戸市,近隣の関西県域とか,そういったところがこのようなものを作っておりますけれども,やはり給水車でする場合については,通常料金の 4 ,5 倍の料金を課すようにしておりますけれども,うちのほうでは 1 番高いほうの給水原価でいいのかなということで 110 円といたしております。ただし,これにあと当該給水のために特に要した費用というのがございます。当然給水車で行きますので,その距離に応じて加算をする。そしてまた,職員の人件費的なものも加算して請求をするということで,別途,取扱要綱というのを定めて,その中に具体的な算出基準は定めるということにしております。

#### ○委員(宮内 博君)

説明の中でも、マンションとか病院とか、そういう受水槽を設置しているところの不具合が生じたときに応急的な措置をするということに限定をして、本来であればその設置者がやるべきところを水道部の方で保管をするという、そういう場合に活用すると、当然に災害とかそういうものには適用しないというふうに理解してよろしいわけですね。

## ○水道部長(馬場勝芳君)

そのとおりでございます。当然災害とか緊急的・人道的な救助については別ということでございます。マンション・病院とありましたけれども、先ほどありましたように、給水区域外の集落等で管理 している飲料水施設、そういったものについても当然対応していくということでございます。

# ○委員 (岡村一二三君)

簡易水道や集落水道という話ですが、集落水道においては加入世帯が非常に少ない山間部が、集落水道だろうと思います。したがって大雨でも降ったときは、取水口、いわゆる水の取り入れ口が、雨水等で泥が入りこんで大変苦労をされる部分もあると思うのですが、人口が減れば減るほど集落の元気な方々がそういった作業に従事しにくいという関係もあると思います。従って先ほど部長がおっしゃった企業会計の話なのですが、市でなんとかしてほしいという相談があったとき、きちんと説明をしてあげて、担当窓口を紹介してあげていらっしゃるのかお聴かせ下さい。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

当然まず、水のことでございますので、私どもの方に御相談に来られます。そういう中で、もし、そういった要望をされるのであれば、まずは地元の皆さんが本当に市水道に変わった場合については、当然加入負担金とかもございますし「今使っている料金より高くなりますよ、工事負担金も出てきますよ。」そういったものを十分説明してあげて総会という中で、皆さん方がすべて賛成し、そして承諾書なるものを付けて、要望なりされなければ、なかなか地元がまとまらなければ難しいですよという説明はしております。ですから、まずは先ほど言いましたように、そういった要望されるのであれば、市のほうに要望して下さい。私どものほうと市のほうと要望されてもいいですけれども、市のほ

うに要望されれば当然、私どもその中に入ってまた協議をすることになりますというような説明はしています。

## ○委員(細山田為重君)

今,いろいろと説明をいただいたところでございますけれども,給水車で,今まで何件ぐらいの要請があったのか,そしてそれに対応したのは何件くらいされたのか分っていればお示し願いたい。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

私が来ましてから2年間の間では、先ほど言いました集落で管理する水道の方が濁ったということで、担当課で対応していただきましたけれども、それが4、5回あったと思います。それとマンションから昨年1回ございました。ポンプの不具合が生じて上げられなくなったと、住民の方々が困っているので、住民の飲料水確保のために給水車を出していただけないかということでありました。その際は条例の整備をしておりませんので、料金として取ることができないというようなことで、マンションの管理者の方が料金をお支払いしますということでしたけれども、条例で定めていないので取ることができないので、後は、そちらのほうから謝礼というか、そのような気持ちがあるのであれば頂きますということで、頂いてそれは雑入処理ということにいたしました。それと病院からも1件出していただけないかということでしたけれども、それは出そうとしておりましたら、ポンプのほうが復旧したということで出さなくて済んだということがございました。

## ○委員(吉永民治君)

さきほどの宮内委員の質問に関連するんですけれども、1立米あたり110円というのを設定した 最高額だというふうに説明があったわけですけれど、最高額に設定した理由、最高額に設定する必要 があるのかという気もするんですけれどね。それと当該給水のために要した費用というのを、先ほど ちょっと距離的なものという説明があったんですけど。ちょっと具体的に、他の要因っていいますか、 あれば御説明願いたい。

#### ○水道部長(馬場勝芳君)

先ほど少し申し上げましたけれども、他市の例を見ますと4、5倍の料金を取っておりました。それについてもそういう根拠も、はっきりわかりませんでしたので、私どものほうとしましては、使用水量に応じてということもあったんですけれども、はっきりと分かりやすいように、いくらの金額としたほうがいいだろうということで、30トン以上についてはすべて110円ということになっておりますので、その110円というのを採用したということでございます。それからあとですね付随する経費というのは、まず車両経費ですけれども、これを大まかに10kmまでについては、今回3トンの給水車を買いましたけれども、給水車を出した場合については10トンまでは400円。そして、例えば今までは2トンダンプに2トンの給水タンクを積んで、そういったものでしたときは200円。あとは軽トラ等まだ小さい車両であれば150円とか、そういう料金設定をしております。それを10kmまで20kmまで30kmまでということで10kmに当然、20kmであれば倍、そして30kmになれば3倍というような料金設定。それとあとは職員の経費ということで、勤務時間1時間当たりの給料の額とい

うのを出して、それに時間数と人員数をかけて出した金額を請求させていただくと。これが他のところでも一般的にやられているところでございましたので、そのように要綱の中で定めるということにしているところでございます。

## ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。これで質疑を終わります。次に、議案第 20 号霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

# ○水道部長(馬場勝芳君)

議案第20号 霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について御説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法及び水道法施行令で規定されている水道の布設工事の技術上の監督業務を行う者の配置及びその者の資格並びに水道技術管理者の資格について、国が定める基準を参酌した上で地域の実情に応じて条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものです。条例の内容を申し上げますと、先ず、布設工事監督者を配置する工事については、大規模又は重要施設の工事に関しては、ライフラインとしての機能に支障をきたさないよう、安全性の確保の観点から布設工事監督者の配置が必要であることから、現行法令の基準どおりとしました。次に、布設工事監督者の資格につきましては、人事異動等により資格者が不足することによって、業務に支障をきたさないようにするため、「市長が現行法令で定める資格基準と同等以上の技能を有すると認める者」という基準緩和項目を現行法令の資格基準に1項目追加しました。最後に、水道技術管理者の資格でございますが、水道技術管理者については、技術的な業務を遂行していくための高度な知識と経験が必要であるため、現行法令の資格基準と同様といたしたところでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○委員長(池田綱雄君)

これより議案第20号について質疑を行います。質疑はありませんか。

# ○委員(蔵原 勇君)

水道技術管理者の資格に関する条例なんですが、新しい家ができるときは、本管から引き込みをされますよね。その時の復旧工事が必ずへっこんでよく市民から問い合わせがあるんですけれども、強度なもので転圧されるでしょうけれどもそこだけが幅が30とか、50とか5mとか、引き込みのところはいいんですけれど、本線の道路の層が厚いものですから、どうも引き込みがガタガタするというのがあるんですが、こういう場合はやっぱり技術者がきちんとした施工をしてもらわないといかんと思うんですが、どうですか。

## ○水道部長(馬場勝芳君)

舗装復旧の件ですね。当然,道路にカッターを入れて,そして掘削して,入れ替えをする。あるいはそういう修繕があれば修繕箇所を修繕するということをしております。当然そういったことに後の

ですね、転圧、そういったものにつきましても基準どおりの転圧をして、そして仮復旧ということで、一時置いて、それから、治まってから本復旧ということをしているわけなんですが、おっしゃるような指摘がやはりございます。そういったときには、瑕疵があったということで、もう一回やり直すとか、そういうことはしておりますけれども、長年経ってからということであれば、それはその施行した工事業者にもう1回しなさいということはなかなかできないんですが、やってから1年以内とか、そういったときには、ちょっと瑕疵があったんじゃないかということでもう一回復旧していただくというようなことはありますけれども。当然、設計の中で、そういうものはきちんと普通の舗装と同じ状態にできるような設計基準でもって、工事発注しているわけですので、そのとおりならないといけないわけなんですが、そういった指摘があるのは事実でございます。しかしながら、当然、水道技術管理者だけではなくて、工事監督者をおいておりますので、そこらあたりは、きちんと仮復旧ということで、一時おいて、それが治まるまで待ってから本復旧するような指導をしているところでございます。

# ○委員(蔵原 勇君)

ぜひそういう指導をしていただきたいんですけれども、いわゆる簡易の舗装と、市、県、国道から 引き込む場合もあると思われますので、やっぱり強度で相当違うんじゃないかなと思うんですよ。ア スファルトの厚さで。それと、おっしゃったように転圧が一旦仮復旧をしておいて、また引っ込んで からやればいいということで、それでさらにまた引っ込んでるんですよ。だからこういうのはしっか りと業者に対する指導をきちんとしてもらわないと。やっぱり苦情が来るのは役所はとすぐ言われる んですよ。これ要望ですけども、業者にしっかりと指導をしておいてください。

# ○委員 (岡村一二三君)

この工事技術者の関係なんですが、監督の関係なんですけど、先般、私の集落の中の県道のところを本管敷設をされていた分が破損して水が噴き出していました。それで、担当課のほうにお願いして、復旧はなされたんですが、結果的に原因はなんだったのかという話を聞いたところでは、掘削したところの下のほうに岩盤があって、それに本管が振動であたって、破損して水が漏れだしたというような説明を受けたんですが、そうしたときに、誰が工事をしたか記録があるんじゃないのと話をしましたけれど、もう前のことでと逃げられたんですが、言いたくなかったんでしょうけれど。この前の一般質問で面白い話もありましたけれど、規定どおりの工法でやっておれば、ちゃんと写真撮影もしているわけですけれど。結局石に直接あたって振動で割れたというような話でしたので、やっぱりそうしたとき、工事業者をちゃんと発注者側は記録しておいて、やっぱり施工工事業者に復旧をさせると、自己責任でですね。もしくは、市のほうの行程にかかわる問題ですので、監査部の問題というふうに受けとめるんですが、今後そういった場合どうされるおつもりですか。施工業者に復旧してもらわないといけないわけですので、瑕疵があったということで。今後はどうなりますか。

# ○水道部長 (馬場勝芳君)

今, そういう, いわゆる本管の漏水とか修繕対応につきましては, 各地区にそれぞれ水道工事組合,

あるいは管工事組合とかそういう組合がございまして、組合のほうと委託契約をしておりまして、当 番制にしていただいております。ですから,例えば今日横川で漏水があったということであれば,横 川の当番店に言っていただいてしていただくということにしております。ですから、今後もそういっ た方向でしないと,みなさん工事を持っていらっしゃって,行ってくれんかと言ってもなかなかです ので、そういう当番制にしているところでございます。今おっしゃったようなところで、もし完全な る瑕疵というもので分かっておれば、当然された業者にさせるということでございますけれども、今 回の場合につきましては、掘削してそれが分かったということでございましたので、実際施工された 業者にあなたがしなさいということは,なかなかこちらのほうからも言えないところでございます。 当時そういったことで何故岩盤があった時に,いわゆる工事監督者と協議をすれば変更設計なりして, ちゃんとした設計をすればよかったんでしょうけれど,そこらあたりもなかったということは事実で しょうから。しかしながら、そこらあたりうちのほうとしても、監督員がいるのにそこあたりも気づ かなかったということもあるかもしれませんし,なかなか責任問題につきましては,どうこうと言え ませんが、今のところ、そういう本管漏水等があったときは当番制にしておりますので、なかなか施 工したところを呼んで,あなたがしたところだからあなたがやってくれということは,今のところは していないところでございます。当然、そこから1年も経たないうちに漏れたということであれば瑕 疵があったんじゃないかということでその業者を呼ぶということはできると思いますけれど、そこは かなり何年も長い年数が経っていたということでございますので、そこらあたり瑕疵とかいうことは 何も考えずに、当番店に委託をして、修繕をしたということだろうと思いますので、ご理解いただき たいと思います。

## ○委員(岡村一二三君)

もう1点、水道工事の関係でお尋ねしておきますが、過去に我がまちで水道業者に民間の方が工事を依頼したと。そしてメーター器が取り付けていなかったというのが事後発覚しました。2件ほどありました。1件はもう共同墓地で十何年経ったものを後日何らかのきっかけで発見されまして、集落の方は十何万円遡って払われた経緯もあります。1件はセットされてから長くもなかったんですが、メーター器は取り付けていないということが発覚しまして、頼まれた個人の方も激怒されていましたけれども、そういった事例で指名停止とか罰金とかいろいろあったようですが、霧島市になってからそういう事例はないですか。そして、あった場合どのような措置を講ずることになっているのかお尋ねしておきます。

# ○水道部長(馬場勝芳君)

メーターが付いていなくてそれが発覚した場合にどういう措置を取るかということですよね。それが分かった場合につきましては、当然、給水申請書というものが出されていないために、そういうことを知らなくて、勝手にそこにあったから引き込んだということだろうと思いますけれども、実際、それについては盗水ということになってしまいますので、これはもうおかしいことでございますので、発覚した場合は、とにかく給水申請書を出していただく、そして加入負担金を頂くということにして

おります。それまでの料金については、いくら使ったか分からないわけですので、遡及して徴収するということはしておりませんが、とにかく給水申請書を出しなさいということで、それの顛末、いろいる今までのそういう顛末書というか、そういったものを書いて出していただくなりして、あとはもう加入負担金をいただいて通常どおりまた給水するというような措置でございます。

#### ○委員(岡村一二三君)

その敷設については結局住民が水道業者さんにお願いして、水道工事をしてくれとお願いされるわけですよね。そうしたときに、当該業者さんは役所のほうに申請しないといけないはずなんですよね。申請した段階でメーター器ももらっていけるわけですので、それをしていなかったわけなんですよね。霧島市になってからは、そういう事例はないのか。その辺もちょっとお尋ねしておきたいと思います。

# ○水道部長(馬場勝芳君)

今,一番長い職員もおりますけれども、もうずっと合併前の隼人のときからおりますけれども、合併になってからそういった事例は聞いていないということでございます。

#### ○委員(宮内 博君)

本会議でもこの案件については若干質問がありましたよね。それでこの議案第 20 号については、参酌すべき基準が示されているということで、3点ほど独自に見直しをしたということで答弁があったかと思いますが、私、書くように努めたんだけど3点目の占用水道記述を削除したということだけしか書いてないんですけど、あと2点は何でしたか。

## ○水道部長(馬場勝芳君)

先ほども1つ申し上げましたけれども、この条例の第3条の第9号に、その他市長が全各号に掲げ るものと同等以上の技能を有すると認める者という項目を、これが参酌基準ということで入れたとい うことでございます。その上は、すべて大学出てどうどうとそういったものについて何年とかなって いるんですが,この基準だけでいきますと人事異動等でかわった時に水道部に来て,いくら土木課の ほうで 20 年そういう監督員を務めていたりして技術者でやっているのに、水道部にきたときには何 年かしないとその資格がないということになると非常に困るわけですね。そうしますと、20年も土木 あるいは耕地、そういったところでやっているわけですので、同等以上の技能を持っているよという のを認めていただかないと監督員がいないということになってしまいますので、こういう参酌基準を 入れたということでございまして,こういった項目を入れているところがほとんどでございますので, 参酌基準としてはこういったことしか入れられないと。あとはもう法で定められているものを参酌し なさいと言っても,法よりも甘くするわけにいきませんので,あとはすべて法のとおりでしておりま すけれども,あとは逃げ道じゃないですけれども,こういうものを入れておかないと,どうしても困 ってしまうと。司法によっては大きなところは構わないでしょうけれども、地方の水道事業体では困 るということで、これを1つ入れましたということです。それと、この学校教育法、あるいは旧大学 令とか旧専門学校令とか、もう全然、今現在でそういった該当する職員はいないわけですので、そう いうものが法の中にありましたので、それを削除しましたということでございます。そして先ほど言

いましたけれども、委員からありましたが、占用水道というのは市の水道で管理しているものはありませんので、簡易水道の読み替えの部分で占用水道というものはありましたけれども、占用水道はないのでそれを削除しましたということで、この3点を見直しといいますか、法令とはちょっと違いますよということでございます。

#### ○委員(宮内 博君)

確認ですけれど、一括法の中には3つの基準があるということで伺っているんですけれども、その1つは従うべき基準があって、そして標準があって参酌すべき基準があるという3つの基準があると簡単には説明をしてあるわけですね。それで、今のこの口述書によると、これはこの参酌するべき基準にあたるとみて取ることができるんですけれども、先ほど部長のほうのからその回答があった部分で、冒頭にありますように、この一括法の何よりも大きな特徴は自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るという枕詞が付いておりまして、取りようによっては自治体の創意工夫によって、これを発展的により使いやすいものにといいますか、市民にとってかえることができるということが言えるわけだけれども、先ほど部長がおっしゃったように、参酌すべき基準ではあるけれども、その基準のほとんどがどうしても持っておかなければいけないものだったということで、検討の結果、3点のようなこの解釈に留まったという理解をしましたけれども、まずそれでいいのかというのが1点です。もう1つは、実際に敷設施工監督者の資格を現在持ってらっしゃるのは何人いらっしゃるんですか。その2点お願いします。

## ○水道部長(馬場勝芳君)

参酌する基準ということで,私どもも厚生労働省のほうの移管を受けてといいますか,こういう法 整備をしている日本水道協会,あるいは県。参酌というのはどこまですればいいんですかということ もお聴きしましたけれども、明確な回答が返ってまいりません。私は元々この法律を、自主性をとい うことであれば,法改正をして,法の中でこういう資格については条例で定めるというような法改正 をしていただければ,それぞれの自治体でできるんですけれども,これを参酌してやろうとして,こ の年数やらいろいろ実際やりました。うちは独自でやろうということでいっぱいやりましたけれども、 あとの水道技術管理者との整合性が取れなくなるんです。水道技術管理者というのは非常に大事なも のということで、法できちんと抑えられているんです。じゃあ監督者のほうそれか水道技術者と、監 督者になった者については水道技術管理者にもなれるというようなことがあるものだから、そこと整 合性が取れなくなる。だから,参酌基準をこうしてこちらのいいように作ろうと思ってやっていたん ですけど,どうもそうすると法に違反するということになってしまうというようなことで,参酌って 結局できないじゃないのということで,1項目だけ入れたというのが実情でございます。聞いても明 確な答えは返ってきません。あとは,それぞれの市町村でなんかあったときに自分たちのほうでしっ かり説明が出来ればそれでいいんじゃないんですかというくらいしか返ってきません。ですから、私 は法整備をしっかりしていただいて、法の中でそういう技術管理者というのは市町村の条例で定める と変えていただければ、こんな基準を作らずにそうしていただければ市がそれぞれのところで独自に

作れるんです。それをすべきだと。何が自主性なんだと、逆に問いたいところでございました。そういうことで実際これについては、こういうことで留まったということでございました。それから水道技術管理者も、監督者につきましても水道部では11名おります。

# ○委員(宮内 博君)

あと, 敷設工事監督者は何人なんですかね。

○水道部長(馬場勝芳君)

敷設工事監督者も水道技術管理者も 11 名です。

○委員長(池田綱雄君)

同じ人ですね。

○水道部長(馬場勝芳君)

はい, そうです。

# ○委員(吉永民治君)

結局,関連するんですけれど,自主性云々という文言が入っているんですけれども,業務上は結局職員の負担が増えるとかなんとか全然全く関係ないということですよね。これまでどおり水道法に則って業務を行っているというだけのことで,結局それに準じた条例を市のほうで請求するというだけのことですよね。内容は水道法に縛られているから置き換えることはできないと。独自性のない,負担も増えない,職員の負担とかというふうに理解してよろしいですね。

○水道部長(馬場勝芳君)

その通りでございます。

○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時46分」

「再開 午前9時48分」

#### ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号、霧島市都市公園条例の一部改正についてを 議題とします。執行部の説明をお願いします。

○建設部長(篠原明博君)

議案第5号 霧島市都市公園条例の一部改正について、御説明申しあげます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成 23 年法律第 105 号 「 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 」の施行により、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)で規定されていた、都市公園及び公園施設の設置基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)で規定されていた、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上が、特に、必要な公園施設の設置基準について、地方公共団体の条例により、

政令等で定める基準を参酌して、定めることとされたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようと するものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜 りますようお願いいたします。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

議案書では7ページから16ページになりますが、別紙でお配りした資料で御説明をいたします。 資料につきましては,条例案を作成するにあたって,法律,施行令,施行規則,省令を列記したもの であります。今回の「条例改正の内容」は,従来,政令や国土交通省令(以下「省令」という。)で 国が全国一律に定めていた都市公園の設置基準や公園施設の設置基準及び特定公園施設に係る移動 等円滑化の基準について、政令や省令などの規定を参酌して、地方自治体が条例で定めることとなっ たものであります。初めに,都市公園の設置基準につきまして,資料は1ページから2ページです。 都市公園法第3条に,地方公共団体が都市公園を設置する場合においては,政令で定める都市公園の 配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。と 規定されていることから、政令を参酌して、都市公園条例の第1条の3及び第1条の4に基準を追加 しております。条例案の第1条の3では、(市民1人当たりの公園の敷地面積の標準)について規定 しており、本市の都市公園の住民1人当たりの敷地面積は9.0 m²/人、市街地区域内においては1.6 m² /人であり、いずれも現行基準を満たしてないことから、政令どおりの基準としております。条例案第 1条の4では、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園などの機能に応じた 公園の設置について、配置及び規模の基準を規定しており、本市の実情に政令と異なる基準とすべき 特段の事情が認められないことから、政令どおりの基準としております。次に、公園施設の設置基準 につきまして、資料は2ページから3ページです。都市公園法第4条に、一の都市公園に公園施設と して設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分2を参 酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし,動物 園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公 園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲内でこれを超えることができる。と規定されているこ とから、法や政令を参酌して、条例案の第1条の5及び第1条の6に基準を追加しております。条例 案の第1条の5及び第1条の6では、都市公園内に公園施設として設けられる建築物の建ペい率の基 準について規定しておりますが,都市公園は,本来屋外での活動を行う場所であることから,原則と して建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである こと、また現状の基準で支障がないことから、政令どおりの基準としております。次に、特定公園施 設に係る移動等円滑化の基準につきまして,資料は3ページから10ページです。高齢者,障害者等 の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条に、公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は 改築を行うときは、当該特定公園施設を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 条例に適合させなければならない。2前項の規定に基づく条例は,主務省令で定める基準を参酌して 定めるものとする。と規定されていることから、省令を参酌して、条例案の第1条の7に基準を追加 しております。条例案 第1条の7では、特定公園施設(公園施設のうち、園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識の12施設)を新設、増設又は改築を行うときのバリアフリー化に関する構造基準等を追加しております。なお、省令のバリアフリー基準は、都市公園の機能や利用者の利便性を維持するうえで必要かつ十分なものであることから、省令どおりの基準としております。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これより議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。 〇委員(岡村一二三君)

先般,一部改正案もいただいているんですが,この条例案の第1条の3の関係ですが,敷地面積の表示について1人あたりの面積を変えようと。文言を変えるだけですか,現行の公園が1人あたりの面積要件を達していないから公園の敷地を広げるということにもつながるのか。この文言だけでいくと,1人あたりの敷地面積は9㎡ですよという説明なんですが,その文言を変えようということですね。変えようということじゃないんですか。1人あたりの敷地面積の標準は10㎡以上としてということだから,変えるということですよ。違うんですか。その辺をちょっと説明してください。

# ○都市計画課長 (川東千尋君)

このA3の広い比較の表ですけれども,一番左に都市公園法があります。第3条で一番上に数行書 いてありますけれども、アンダーラインのところで政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技 術的基準、これを参酌して条例で定める基準に適合するように今度は設置基準を決めなさいというの が都市公園法で今度第2次一括法により,都市公園法がそういうふうに改正されたわけですね。その 次の右の欄で、これは都市公園法の施行令ですけれども、従来はこちらのほうに今第1条の2ですね。 ここに見ていただくとアンダーラインで,都市公園の住民1人あたりの敷地面積の基準は 10 ㎡以上 とし、云々とあって下のほうに5㎡以上とすると。法律の施行令の中に今までは全国一律で決めてあ った。それに沿って、条例の中では特にこういう規定はなかったんですけど、一番左の法によって、 これについては、それぞれもう自治体で条例で決めなさいということになったものですから、当然、 全国自治体が条例でこれの基準を決めることに。10 ㎡なのか、何㎡なのかというのを施行令を参酌し て、条例で定めることに今回なったわけで、今現在はこの 10 ㎡とか 5 ㎡というのはないということ になります。それで,9㎡とか 1.6 ㎡を話に出したのは,まず,この 10 ㎡と 5 ㎡について参酌する にあたって, 果たして本市がこれでいいのかということを判断する基準として, 今現在が施行令の 10 ㎡に対して9㎡しかないと。5㎡に対して1.6㎡しかないから、これは施行令をそのまま数字を参酌 して、10 ㎡と5 ㎡に条例のほうで新たに定めるということで、今現在はないということです。9㎡ とか 1.6 ㎡というのは、ただ現状を言っているだけのことです。今現在、計算すれば、1人当たり9 m<sup>2</sup>しかない。ですので、もし、この基準を定めるんだったら、法の施行令の10m<sup>2</sup>を一応参考として、 10 ㎡を目指すということで条例でも 10 ㎡にしましょうというような意味合いで、今こちらのほうに 載せております。

# ○委員 (岡村一二三君)

ちょっと分かったようで分からないんですが、結局 A4 のこの備考欄のほうが現状ですよということですよね。 1 人当たり 9 ㎡ですよと。そして、今回は条例改正で 1 人当たり 10 ㎡以上としますよということですよね。 1 ㎡差があるわけなんですよね。そうした時に、現状が 9 ㎡ですよということですので、現在ある都市公園の面積の拡大につながるのかどうなのかというのがまず一つなんですよ。そして、足りない面積の公園については、面積拡大を図るのかというのが 2 つ目です。

#### ○都市計画課長 (川東千尋君)

この 10 mと 5 mは、もう従来、法の施行令の中でずっとあった条項でございまして、各自治体これを目指して、公園整備というのはここ数十年ずっと努めているわけですが、本市においては 9 mですので、まだ満たしていないという状況であると。必ずしもこの施行令のとおりの面積が満たされていなかったという実状があるということですね。それに対して、先般、緑の基本計画を今策定中ですが、それによってまた目標値というのもこの 10 mというのを参考に決めておりますので、確か 11 cしたか、それ以上の数値で、一応目標を定めておりまして、当然これをクリアするようなかたちで今後、公園整備のほうに努めていくという考えでおります。

## ○委員(厚地 覺君)

この前の話とちょっとこんがらがっているんですけれども。この前は都市公園を含めて 15。だから, この都市公園じゃなくして,公共施設用地を含めて 15 だったですから,今度の法では都市公園だけ で 10 ㎡にするという解釈でいいんですね。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

これは都市公園の1人当たりの面積ということになります。

# ○委員(宮内 博君)

そうしますと、都市公園全体ですれば現状が9 ㎡だと、10 ㎡以上を目指すということになるわけだけれども、市街地のほうは更に厳しいですよね。1.6 ㎡というのが現状だということでありますので、5 ㎡以上を目指すということになりますが、そういうことになりますと、現在ある都市公園の面積がいかほどで、5 ㎡以上を目指すということになりますと、いかほどの面積を目指して取り組みしていかなきゃいけないということになるんですか。

#### ○都市計画課長 (川東千尋君)

今,この9㎡と 1.6㎡の算出の根拠ですが,9㎡につきましては,一応,17年の国調の数値ですが,115ha に対して国調人口の 12 万 7,309 人,これは行政人口でありますが,これで割って約9㎡というかたちになっております。市街地につきましては,これは用途地域と一応これを置き換えまして,これが 10.4ha,用途地域内に公園がございまして,それを用途地域内の人口で割ります。6 万 4,524 人。これで割りまして,1.6㎡ということで,今こちらに記載しておりますが,これをまず,9㎡を 10㎡にするには 115ha を約 127ha にする必要がございます。約 12ha 増えるということになります。 あと市街地のほうでいきますと 10.4ha を約 32ha にする必要がございますので,こちらのほうで 22ha

程度増やす必要が生じるということになろうかと思います。

## ○委員(宮内 博君)

今回、この条例を新たに設置をするということになるわけですが、達成年度というのは示されているんですかね。

# ○都市計画課長 (川東千尋君)

この条例は、特に達成年度ということは定めておりません。一応、今回の一括法に沿って、条例で 今まで法にあった基準を条例に持ってきたというだけでありますので、一応、達成年度ということで は定めてはございません。

## ○委員(宮内 博君)

ただ、一括法そのものが地方自治体の自主性、自立性を促進するというかたちで独自のいろんな基準を設けなさいよとされているわけですよね。国の基準であったものを自治体が独自に条例を作って定めるとなってきますと、自治体の役割というのは非常に大きくなっていくと、一方では思うんですけども、そこのところは制約として別に定められているものではないという理解でよろしいですか。市のほうも目標は定めるけれども、それはいつまでに達成しようとするものではないんだよと。あくまでもこの計画で、条例が定められると、当然、まちづくり計画とか将来の都市計画事業の中で、これが一つの基準になるのではないかというふうに思うんですけども、そうはならないんですか。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

今おっしゃいましたように、従来あるこの法と施行令を基にしながら、今、策定しつつある緑の基本計画というのが都市緑地法に基づいて各自治体が策定します。その中で、期限を決めたり、あるいは 10 ㎡とかをクリアするような目標値を定めたりして、当然、計画年度を定めて施策を講じていくということになりますが、条例そのものにはそういった期限というものは設けないということでございます。条例やその法を基に、まず別途の計画を作って、その計画の中で期限を定めたり、目標値を定めたりし、それが今まさにその緑の基本計画であるということでご理解いただきたいと思います。

# ○委員(宮内 博君)

この地域主権改革一括法の中には、先ほどちょっと水道部のほうで言ったんだけど、3つの基準が法令で示されているとなっているわけですよね。それで、具体的にはその従うべき基準型と、それから標準型と、参酌すべき基準型という3種類が法的に位置付けられているということになっているんだけど、今この、まさにこの議論をしているこの条例というのは参酌するべき基準ということになるんだけど、そこのところを見ると、市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されると、こういうふうに書いてあるんですけれど、さっきの説明では、このA3判のこの資料をみると、国にそういったこの一定の基準があるので、それは参考にしたというそんなふうになっており、それであればその参酌すべき基準じゃなくて、この3つの形でいう従うべき基準じゃないのかなと思うんですけれど、地域の独自性はどこに発揮されていますか。

# ○都市計画課長 (川東千尋君)

今はその緑の基本計画を策定しておりますが、緑の基本結果もちょうどこの改正と前後して進めていった関係で、従来のこの法の施行令にあります 10 ㎡、5 ㎡、こういったものを基準に定めようとしているところでありますが、1人当たりの 10 ㎡につきましては、9 ㎡ということで、さほどの乖離したものではないかと捉えておりまして、地域の独自性といいますか、この数字としては、これを参酌して、本市としては差支えないのかなと。ちょうどいい数値ではないかなと考えております。あと、5 ㎡につきましては、やはり少し、今の現状と数字はちょっと開いているところもありますが、目標とすべき部分としては、先ほど言いましたように、期限というのが定めてない関係で、今回の緑の基本計画だけでクリアできない部分もあろうかと思いますが、これは一つの指標として市街地区域についての目標としては10 ㎡の約半分ですが5 ㎡ということで適切ではないかなということで、今、この数字を示しているところでございます。

#### ○建設部長(篠原明博君)

今,委員おっしゃいましたように,今回の一括法によりまして,建設部の関係ではこの都市公園法を含めまして,下水道法あるいは道路法,公営住宅法と様々なところでこういった施設の設置,管理基準というものについて条例を定めると。その中で,例えば省令,政令定めるものの一定基準を参酌してやりなさいということで,市といたしまして,それぞれの条例の中で市の現状についていろいろ議論,把握をしながら,それに市の独自性を出すものはないかということで十分議論をしました。その中で本会議でもありましたけれど,特別,今回市の独自性を出そうというものは本市の特性からみまして,その道路標識については何らかやれるんじゃないかということでしました。その他につきましては,いろいろな議論をしたんですけれども,今回の都市公園法みたいに 10 ㎡というものについては,緑の基本計画中でもいろいろ議論をしましたけれども,現状9㎡,これを今後平成 32 年でまでに 11 と,10 を超える 11 くらい持っていこうという計画をいたしておりますので,ここで参酌すべき 10 ㎡をいくらに上げるというところまでは条例の中では謳いませんでした。だから,参酌する中で議論はしましたけど,現状においてこの参酌すべき技術的基準については,概ね市の方針の中で目標とすべき値であろうということで,条例の中でもこれを一応記載したということでご理解をいただきたいと思います。

# ○委員(宮内 博君)

いろいろ自治体の独自性を尊重すると言われていても、いろんな縛りというのか、そういうものがあって、なかなかと思うにようにいかないということなんでしょうか。これ以外に他の自治体にはない霧島市独自の施策というのは今回、第5号の審査をしているわけですけれども、そこには盛り込むことができなかったということでよろしいわけですか。

#### ○建設部長(篠原明博君)

今回の5号の都市公園条例の中では、いろいろ議論した結果では国の参酌すべき、技術的基準の中で、一応市としても相当であるということで議論して、その数値を定めたところでございます。

#### ○委員(吉永民治君)

こういうものに基づく 10 m, 5 mというのを条例で謳っているということは、それを最低基準として、今後、市の政策としては取り組みとして 10 m以上のもので、あるいは 5 m以上のもので市民が喜んでもらえるような公園をどうつくっていくかというのは、やはり今後の政策に関わってくる問題ですよね。だから、これは 10 m, 5 mというのは公園法に基づく最低基準であると理解すればいいということですよね。それでよろしいですか。確認いたします。

#### ○都市計画課長 (川東千尋君)

そのように理解していただいて結構かと思います。一つの基準としてそれを目指すということで考えていただければよろしいかと思います。

## ○委員(岡村一二三君)

この関係でもう一点だけ聞いておきます。 9 ㎡の分が 22ha 増をしないといけないというような説明だったようです。 5 ㎡の分も 22ha でしたか,32 でしたか。いずれにしても公園の面積を増やさないといけないということですよね。そうしたときに,個々にある公園を個々ごとに増やしていくのか。それとも執行部の考え方ですよ。新たにそれだけの面積を 2 箇所設ければ事は足りるという考え方なのか,一応,考え方,手法としてお示しください。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

緑の基本計画でもある程度増やさなければならない面積というのが出てきておりまして、そちらのほうが概ね 30ha ぐらいということで我々としては掴んでいるところでございまして、そちらにつきましては、基本的に新たな公園の整備による拡大部分が多いのかなとは考えております。既存公園の拡幅ということも当然その中にも入ってはきますが、新たに、例えば、先般、本会議でもお話のありました霧島中央公園構想の部分でありますとか、そういった部分が大きく面積に関わってくるものであると思っております。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。次に議案第8号、霧島市景観 条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

# ○建設部長 (篠原明博君)

議案第8号 霧島市景観条例の一部改正について、御説明申しあげます。

今回の条例の一部改正につきましては、景観法の一部を改正する法律(平成23年法律第105号)の施行により、引用条項のずれが生じたこと及び特に、きめ細かな景観形成を推進する地区として、霧島市景観計画で定める育成地区について、良好な景観の形成に関し、定める事項を拡充することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

今回の霧島市景観条例の一部改正の具体的な内容は、議案第8号の中ほどにありますように、霧島市景観条例(平成24年霧島市条例第22号)第6条第2項の条文中の「市長は、育成地区を定めよう

とするときは、景観計画において、当該地区ごとに法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるものとする。」の内、「法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる」を「必要な」に改正するものです。本市の景観計画で育成地区とは、特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要のある区域のことを言い、今後、住民・事業者と行政が一体となって、地域の特徴ある景観を活かすため、きめ細やかな規制・誘導を進めていくエリアを育成地区と位置づけることとしております。この育成地区に、これまでの条例では「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」と「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定めることとしていましたが、将来的に他の事項等も定めることを考慮したことと、景観法の一部を改正する法律(平成23年法律第105号)の施行により引用条項のずれが生じたことに対応して条例の一部改正をしようとするものであります。

## ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○委員(宮内 博君)

今回の改訂の中で,第8条,第2号,第3号を必要な事項と,極めて分かりにくくなる感じがする んだけれど,口述書の中にもあるように,景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針と行 為の制限。この事項を外して,必要な事項に変更するということですが,その理由として,将来的に 他の事項も定めることを考慮したと説明をされたんですけれども,これは何を意味するものなんです か。そして,この2項を外すことによってどのような変化があるのかということももう少し詳しく説 明いただけませんか。

## ○都市計画課長 (川東千尋君)

現行の条例のほうでは、今の法から引用して、この2つの事柄を掲げていたわけでございますが、 先ほど御説明いたしましたように、法の改正等により引用の情報のずれも生じてまいりました。それ と、この2つにこだわって、今後、事項を定めておきますと、やはり今、委員おっしゃるとおり、他 の条項について定めるところの裁量性がなかなか失われてしまうというところもありまして、我々と いたしましても、他の自治体の参考としていろいろ調査いたしてみましたが、例えば、平戸市などの 事例でみますと、やはり同じようにここを必要な事項というかたちで掲載されておりまして、例えば、 この2つ以外の他の事項としては景観重要公共施設、こういったものの整備を本市でいくとこの育成 地区で行う場合に、この整備でありますとか、占用許可等の基準に関する事項というのもまた計画書 の中に盛り込んだりするといったような部分も出てきたりしているようでございまして、いろいろ想 定いたしますと特定の1つ2つの事項だけについて掲載していくと、なかなか今後の計画に盛り込む 事項として動きが取りづらいということ等も配慮いたしまして、今回、このようなかたちで必要な事 項と改正しようとしているところでございます。この必要な事項ということにつきましては、先ほど 言いましたように平戸市以外でもいくつか調べてみますと、萩市でございますとかそういった自治体 につきましても、このようなかたちで非常に柔軟性のあるようなかたちの条項にしているようでござ います。

# ○委員(宮内 博君)

ですから、この法の引用条項のずれが生じたということで説明をされているんだけれども、これはずれじゃないですよね。この部分を削除して、実際に必要な事項というかたちに変更するというかたちになっているんですけれども、法律そのものがそういうふうになっているわけですか。

#### ○都市計画課長 (川東千尋君)

平成 23 年ぐらいまでなんですが、法の第8条の第2項というのは、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針というのがありました。第2項の第2号、そして第3号が行為の制限に関すると。この2つが法のほうでありまして、2号と3号、2つありまして、この2つを持ってきて育成地区の景観計画ではこの2つを定めるというようなことで、条例のほうでは掲げていたんですが、平成23年に法のほうが改正されまして、この2号のこの良好な景観の形成に関する方針というのがちょっと分かりづらいですけど、第2項ではなくて第3項のほうに移行されまして、そちらのほうで定めるように努めるものとするというようなかたちでちょっとニュアンスが変わっております。そして、第3号にありました行為の制限、この第2号が第3項のほうに行ったことで上のほうに上がってきまして、第2号になっております。先ほど言いました今度は第3号が下にありました第4号が今度は繰り上がりまして、これまで全く想定していなかった部分が第3号となってまいりましたので、平成23年をもって法のほうが変わって、今まで条例で引用しようとしていた条項が変わってきたという事実は変わりはございません。

#### ○委員(宮内 博君)

ちょっと分かりにくいんですけど、その景観法の新しいものをちょっと持ってないので分かりませんが、その景観法の中にはこの規定が残っているという話でしょう。今の話では。その条項のずれは あったけれども、原文が残っているという話ですよね。

#### ○都市計画課長 (川東千尋君)

今回の改正といいますのは、先ほど説明いたしましたように、景観法が改正になりまして、今まで条例で規定していたその2つの条項と法との引用の条項のずれが生じたことが大きな一つの理由でございますが、今後におきましても、今回のように法の改正によって、その都度条例をまた見直すというようなことが生じる可能性が非常に大きいということから、この部分を必要なというふうに改正いたしまして、法の改正に対しても柔軟に対応できるような措置を取ったということでございます。

# ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10 時 30 分」

「再開 午前 10 時 45 分」

# ○委員長(池田綱雄君)

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 18 号霧島市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

#### ○建設部長(篠原明博君)

議案第18号 霧島市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、御説明申しあげます。今回の条例の制定につきましては、平成23年法律第37号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、公営住宅法(昭和26年法律第193号)で規定されていた、公営住宅及び共同施設の整備基準について、実施主体の条例により、国土交通省令で定める基準を参酌して、定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

# ○建築住宅課長(矢野昌幸君)

公営住宅及び共同施設の整備は、これまで国の「公営住宅等整備基準」によっていましたが、第一次 地域主権一括法により公営住宅法の改正が行われ、新たに国土交通省令で定めた「基準省令」を参酌 して、各事業主体が独自に条例で定めることとなっております。平成25年4月1日が、その条例の 施行期限となっており、今回、新たに条例を定めるものであります。条例を制定するに当たり、基準 省令を検討した結果,以前の公営住宅等整備基準とほぼ同じであります。これまでも公営住宅等整備 基準に基づき、居住性向上やバリアフリー対策など、入居者にとって住みやすく安全な住宅の整備を 行ってきており,今後も引き続き同等の基準を設けることにより,住宅性能を確保できると考え,基 準省令とおなじ内容を本市の条例としました。その中で第8条から第 11 条までは,住宅の性能基準 で、具体的措置を条例施行規則にゆだねております。この性能基準は、今まで国の告示に具体的基準 を示してありましたが、基準省令では基本的事項に改められたことから、今回の条例制定に伴い規則 で新たに定めるものであります。規則で定める措置の方針を、整備基準技術的資料で説明します。 表の右欄の⑤評価方法基準は,住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準 によっており、採用した等級等を国の参酌基準、市の基準、そして市の暫定基準を丸で示しておりま す。基本的には国が示した等級・基準を参酌しておりますが、異なる内容は次のとおりです。温熱環 境(省エネ対策)は、建設中の木之房団地を3級としていることから暫定基準を設け、木之房団地以 後に建設する団地から全て4級になります。遮音性能は、国の示した基準は、重量床衝撃音対策は2 級,スラブ(床厚さ)は構造により基準cやdとなっていますが,現在入居者の生活のリズムが多様 化し夜間でも生活音の発生があることや、上下階で世代が異なる入居者のため、時間帯によっては生 活音がトラブルの原因となり、なかなか問題解決に至らない事例があることから1ランク上の等級3 若しくは基準dを

採用したいと考えています。この中で、暫定基準があるのは木之房団地が継続工事のためです。仮に、 上位ランクを採用しても工事費のアップは1戸当たり数万円であり、大幅な工事費の増額にはなりませ ん。新たに建設する団地の建物は、第8条から第11条の住宅の基準に基づき設計を行い、工事着工前に日本住宅性能表示基準の等級取得の申請を行うことになります。第9条の住戸基準の床面積は、公営住宅整備基準では19㎡でありましたが、基準省令で25㎡となったことから、条例も同様に25㎡としました。以上で説明を終わります。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これから議案第 18 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(宮内 博君)

この第9条の関係でございますけれども、整備基準 19 ㎡を 25 ㎡ということでありますが、6 ㎡床 面積が広がるということになるんですけれど、実際にはどうなんですか。現在、造られている、例え ば木之房団地のことを騒音防止等も考えて基準を引き上げるということで御説明があったんですけれど、これに照らしてみるとどんなふうになっているんですか。

#### ○建築住宅課長(矢野昌幸君)

まずこの 25 ㎡というのは、普通の市営住宅で考えた場合に非常に狭いということになりますけれども、霧島市の場合はないんですけれども、単身者が入って、例えば、台所とかああいうのが共同で使う場合にそういう事例が出てくるわけなんです。25 ㎡というのは。ですから、今、市営住宅の中ではそういうのはないということになります。そして、木之房団地でいきますと、2 D K のほうで 55.5 ㎡ですので、普通の2人世帯であれば、大体こういう面積が標準になろうかと思います。それ以下では若干生活がしにくいと考えています。

# ○委員(宮内 博君)

分かりました。あと、この第 14 条の関係でちょっと説明して欲しいんですけれども、集会所の関係であるんですが、利便性を確保した適切なものというふうになっているんですけれど、これは利便性を確保するというのは極めてあいまいなんですけれど、どんなふうに解釈をすればいいんですか。

#### ○建築住宅課長(矢野昌幸君)

集会室を造る場合に、団地のどこか空いているところへ作ればいいやということではなくて、みんなが使いやすい、例えば、この場合は団地だけの場合もありますけど、状況によっては周辺に集会室がない場合もありますので、その場合には周辺の人たちも使いやすい、とにかくみんなが目に付くところに作りましょうという意味でこういうふうになっております。

# ○委員(宮内 博君)

それはその面積基準とかそういうものは、別に要綱とかそういうので定めているということで理解 してよろしいんですか。

# ○建築住宅課長 (矢野昌幸君)

面積基準は、以前の国の整備基準の中では戸数ごとに決まっていたんですけれども、それについて は途中でなくなったものですから、こちらでもし集会室を造る場合は、例えば団地の人たちだけに開 放するのか、もう一つ近くに団地があって、そちらに集会室がない場合にはそこまで含めたかたち合同で使うことがあるのか、ないのか。それと、先ほど申しましたように、周辺にどうしても集会所がない集落があった場合に、そこまで含めて活用していただくかということで、面積については現地の状況で判断して造るということになります。それと、逆に数値を定めた場合に、それに縛られてしまうというのがありまして、対応が逆にしづらいだろうということで考えております。

#### ○委員(宮内 博君)

あと口述書の中でもあるんですけれど、遮音性能の向上の関係ですね。確か共同住宅ですので、生活のリズムがずいぶん違うということで騒音の苦情があったり、私どものところにも直接部屋を変えてほしいという、そういう要望が寄せられたりしているんですけれども。木之房団地の関係では3等級のところを4等級にしたいということでありましたが、従前のコンクリート造りの4階建てのレベルというのは、どれほどのレベルなんですか。この4級に引き上げることによって、どれほど遮音性が高まるというふうになるんでしょうか。

#### ○建築住宅課長(矢野昌幸君)

遮音性能ですけれども、この中に今まではやや低い重量床音の遮音性能確保対策ということで丸がしてありますけども、それともう一つ下にコンクリートの厚さが 15cm 以上ということで丸がしてあります。これが今までの分で、先ほど申しましたように、非常に苦情が多いということで、この分を一つ今回は上げたほうがいいだろうと判断しまして、基本的な重量床衝撃音の遮音性能確保対策ということと、鉄筋でいきました、20cm 以上ということで、このどちらかの方法でクリアすればいいということです。ほとんどの自治体がこのコンクリートの厚さで確保してということですので、実際こちらで採用するとなると、このコンクリートの厚さが基準になるかと思います。上のほうになった場合にはそれだけの性能を確保するとなると、試験をしないとどうしても出来ないものですから、現実的にそれが遮音対策がきっちりされているかどうかですね。難しいということで、今までもコンクリート厚さで確保していましたけれども、これを引き上げるということになります。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10 時 59 分」

「再開 午前 11 時 00 分」

## ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第19号霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

# ○建設部長(篠原明博君)

議案第19号 霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、御説明申

しあげます。今回の条例の制定につきましては、平成23年法律第105号 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、下水道法(昭和33年法律第79号)で規定されていた、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について、公共下水道管理者である地方公共団体の条例により、政令で定める基準等を参酌して、定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○下水道課長(島内拓郎君)

議案第19号 霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、補足して 説明いたします。公共下水道の構造の技術上の基準につきましては、これまで下水道法第7条におい て「政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。」とされておりました。

今回の第2次一括法の施行により、下水道法第7条が改正され、新たに第2項として「公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなけれればならない。」という規定が設けられたことを受け、公共下水道の構造の技術上の基準を定めようとするものです。また、終末処理場の維持管理につきましても、下水道法第21条第2項が改正され、「政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。」とされたことを受け終末処理場の維持管理について定めようとするものです。条例制定に当たり、政令で定める「参酌すべき基準」の各項目について、構造、安全性、使用材料の材質等の妥当性について、精査を行いました。政令の各項目は、「堅固な構造」、「コンクリートその他の耐水性の材料」、「ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料」等、一般的な構造基準であり、霧島市の下水道施設においては、適切に施設が整備されており、かつ、適切に維持管理されていることから、霧島市独自の基準を定める必要はないという判断をいたしました。このことにより、現行の基準を維持し、政令のとおり条例で定めることといたします。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これから議案第 19 号についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員(宮内 博君)

部長のほうにちょっとお尋ねをしますけれど、冒頭申し上げましたけれど、今回も従前に適用されていた法律のとおり、文言も修正もせずにそのまま出しているということであります。それで、いろいろ調べてみますと、自治体によっては今回の一括法の関係でパブリックコメントを行ったり、意見聴取の場を設けたりというようなかたちでやっているんですけど、内部だけでの検討ではなかなかこの新しい技術基準とか、そういうのは見出せない側面もあろうかと思いますけれど、今回9件ですか、一括法関係、当委員会にあるのは6件きているんですけれど、その辺はどうなんでしょうか。条例提出までの期限があるわけですので、4月から施行しなきゃいけないということがあるんですけれども。法律そのものは昨年成立しているという背景があるんですが、その辺はどんな対応をなさったんでし

ようか。

## ○建設部長(篠原明博君)

今回の一括法によります部の関係の条例が6つあったわけですが、その条例を定めるにあたりましては、まず、近隣市町村あるいは県内の取り組み状況を各課それぞれ一応確認しながら、調整しながら進めてきました。それと、先ほどおっしゃいましたように市民の考え方を、市民の方々はどういう考えであるかということを踏まえまして、今回は下水道みたいに全然変わらない分もありましたけれども、すべてパブリックコメントを一応いたしまして、1ヶ月間市民の方々の意見をお聞きしながら進めてきた経緯がございます。それらを踏まえて、今回のこういった条例の提案となったと理解をしていただければと思います。

# ○委員(宮内 博君)

私、パブリックコメントにそういうかたちでかけていたというのを知らなかったんですけれど、実際にそれに寄せられた意見とか、そういうものというのはいかほどあって、取り入れられたものがあるのかないのか。その辺はどうなんでしょう。

# ○建設部長(篠原明博君)

今回の下水道の条例の制定につきましては、パブリックコメントの意見はありませんでした。

## ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 07 分」

「再開 午前 11 時 09 分」

#### ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 15 号霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

# ○建設部長(篠原明博君)

議案第15号 霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、御説明申しあげます。今回の条例の制定につきましては、平成23年法律第37号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、道路法(昭和27年法律第180号)で規定されていた、市町村道の構造の技術的基準について、一部を除き、政令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例により、定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

# ○土木課長 (馬場義光君)

議案第15号 霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、補足説明をいたしま

す。市道につきましては、これまで道路法第 30 条の規定に基づき、定めた道路構造令により、全国一律に規定されておりました。今回の一括法の施行により、道路法で規定されていた市町村道の構造の一般的技術的基準について、一部を除き、政令で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例により定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。条例を定める上では、道路構造令と異なる基準とする特段の事情は認められないことから、道路構造令に定める基準と同一としており、道路を新設又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準として、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設について定めております。

## ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これより議案第 15 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

# ○委員 (岡村一二三君)

今回の改正の関係ですが、技術的基準に関する条例の制定ということです。国の基準と変わらないというようなことでしたので。実は、先般、清水の住民の方からお電話がきまして、ちょっと見てくれということで案内をいただきました。陸橋のところを竣工祝いをしましたよね。そして住民から意見がありまして、こっちから向かって右側のほうは執行部の皆さんと見に行った経緯があるんですが、今度は反対のほうをご指摘されまして、行って写真を撮ってきました。配水パイプが入れてあるんだけれど、ブロックの積んである継ぎ目から水が出てくるというような説明でしたので、写真を撮ってきましたので、提出します。今、一応それはもう前の工事監査部長が監査をされた経緯で今さらどうしようもないんだけどという説明でした。今回こういった改正をすると、そういったことにもちゃんと着目されて、そういった事例はなくなると判断してもよろしいでしょうか。

#### ○土木課長(馬場義光君)

このブロック積みの件につきましては、その後において左右ご指摘をいただきまして、そしてまた、委員の皆さまに1度現地を見ていただいたこともあろうかと思います。それで、ご指摘のところにつきましては、設計構造の基準というよりも施工上の問題じゃないかということで、私たちも話を伺ったところでございます。それで、水が天気の日にいきますと染み出ているところが確かにあります。それにつきましては、この写真の中にもあるわけでございますけれども、いろいろと調査をしましたが、我々のほうでもちょっと不明という部分で。あそこをちょうど JR 線を越えるために高盛土がしてございまして、そして表面上は舗装をして、排水口が入って、上場の降った雨は表面処理をされるということはもうそのとおりでございまして、ただ地中に入ったものがこうして出てくるというのは一つの現実だと受けとめて、何らかの問題があるのかなということで調査をした経緯もございますけれども、法面に降った雨も含めて、実際こうして出てくるのはおかしいというのはこれは当たり前なんですけれども、ただ1箇所、2箇所に湧水らしきものが出てくるというのは、何か施工上あったのかなということを疑わざるを得ない部分もあるんですけれども、年月も経っておりますし、その辺の

解明は出来ないところでございますが、今後につきましては、このような工事につきましてはそれなりの行政指導もしていきますけど、今回の技術的基準の改正は、この浸水に及ぶところまでは至っておりません。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。次に、議案第 16 号霧島市市道に設ける道路標識の 寸法を定める条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

## ○建設部長(篠原明博君)

議案第16号 霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、御説明申しあげます。今回の条例の制定につきましては、平成23年法律第37号 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、道路法(昭和27年法律第180号)で規定されていた、市町村道に設ける道路標識の寸法について、道路管理者である地方公共団体の条例により、内閣府令・国土交通省令で定めるところを参酌して、定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## ○土木課長 (馬場義光君)

議案第16号 霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、補足説明をいたします。標識につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令により全国一律の基準を用いておりました。今回の一括法の施行により、道路法で規定されていた市町村道に設ける道路標識の寸法について、道路管理者である地方公共団体の条例により、内閣府令・国土交通省令で定めるところを参酌して定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。条例を定める上では、案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法及び文字の大きさは、標識令の基準と同一としておりますが、市では、独自に、警戒標識について、隘路部などで標識の縮小が可能となるように3分の2を追加しております。

# ○委員長(池田綱雄君)

ただいま説明が終わりました。これより議案第 16 号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

# ○委員(宮内 博君)

今ここでは市独自の隘路部などで、標識の縮小可能となるようなところは3分の2を追加をするということで、独自の規定を設けたということで理解しているんですが、ここの例で示されている標識、様々ありますね。市独自で設けた標識の部分は、この標識の中のどの部分に属するところになるのか説明してもらえませんか。

# ○土木課道路整備第1G 主幹(有馬正樹君)

今回の条例の 187 ページ, 警戒標識, カラーで見るとここが黄色ですけれども, ここのところにあります次のページまでの警戒標識につきまして, 通常の大きさが, こういう大きさが 45 cmになります。これにつきまして, 道路の狭いようなところにつきましては, これが 3 分の 2, 30 cmになります。こういうものを狭い道路においては使用できるような条文にしております。

#### ○委員(宮内 博君)

大きさは分かりましたけれど、結局、187 ページに警戒標識という文言があるんですけど、188、 189 ページの補助標識の上の部分まではそれに該当するという理解でいいんですか。

○土木課道路整備第1G主幹(有馬正樹君) その通りでございます。

# ○委員(宮内 博君)

もう一つは、信号機がありますよとか、合流の交通がありますよとかですね、そういうものもあって早いうちに認識をしてもらうという標識というのが必要な部分も当然あるんだけど、それは一律にするということじゃなくて、柔軟性を持ってやるという理解でいいですか。この警戒標識の分についても全部、一律3分の2の規定をするということになるのかですね。それとも、国の基準があって、特に狭隘なところ等についての部分のみに限定するという解釈でいいんですか。

○十木課道路整備第1G 主幹(有馬正樹君)

基本的には 45 cm角になりまして、特別に隘路部など、狭い道路などにおいては 3分の 2 も用いることができるという規定でございます。

○委員(宮内 博君)

柔軟に対応するんですね、ということを確認したかったところなんですけれど。

○土木課道路整備第1G主幹(有馬正樹君) そのとおりでございます。

#### ○委員長(池田綱雄君)

他にありませんか。他にないようですのでこれで質疑を終わります。

次に議案第 17 号霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定 についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

#### ○建設部長(篠原明博君)

議案第17号 霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、御説明申しあげます。今回の条例の制定につきましては、平成23年法律第37号 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、河川法(昭和39年法律第167号)で規定されていた、準用河川に設置する河川管理施設等の構造の技術的基準について、市町村の条例により、政令で定める基準を参酌して、定めることとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

# ○土木課長 (馬場義光君)

議案第17号 霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、補足して御説明いたします。準用河川につきましては、河川法第100条第1項の規定により、二級河川に関する規定を準用し、また河川管理施設等の構造基準は同法政令で定める「河川管理施設等構造令」を準用することとされておりました。今回の一括法の施行により、河川法第100条第1項が改正され、同項の準用規定に同法第13条第2項についての読替え規定で、準用河川の管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準については、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされたことを受け、今回霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定めようとするものであります。条例を定めるうえでは、参酌基準である河川管理施設等構造令の「主要なものの構造」を定めるとの趣旨を踏まえ、本市管理の準用河川の管理施設としては想定しえない、ダム、高規格堤防、高潮区間、湖沼等に関する条文を削除して、河川管理上必要とされる一般的な技術基準としたところであります。

#### ○委員長(池田綱雄君)

これより議案第17号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

# ○委員(宮内 博君)

今回,市独自の削除部分を設けたということでありますけど,想像し得ないという表現でありますので,将来に向かっても想像し得ない話だということですよね。削除するわけですので。その辺はどのような検討をなさってそのような結論になったのかもう少しお示しください。

#### ○土木課河川港湾 G 長(西元剛君)

準用河川につきまして、ダムとか高規格堤防、ダムにつきましても規定の中で築堤が5m以上の300万㎡が、通常、ダムという形で規定されております。その中で本市の準用河川につきましては、河川幅が10m未満で、今現在も河川の高さも33m以下の基準の河川が全てだということで、今後、削除した部分については想定し得ないということで削除しております。高規格堤防につきましても、通常スーパーダムのような形で築堤がありまして、それから3%の勾配をつけて堤防自体を強固しようというような堤防でありまして、通常、準用河川につきましては、ほとんど築堤自体がないんですけれども、それに対して築堤があるところに対して、10mの築堤があれば3%の盛土をして、築堤自体を土地と一緒に強固なものにするというようなものでありますので、それにつきましても、想定し得ないというところで削除しております。高潮も、霧島市の中では実際、想定し得ないというところではあるんですけれども、湖沼につきましても霧島市の準用河川を確認したところ、ありませんでした。だから、全て削除しております。

#### ○建設部長(篠原明博君)

先ほど、パブリックコメントの件で御質問ございました。今回の条例改正及び制定に伴います建設 部関係の6件につきまして昨年の12月10日から本年1月11日までの期間においてパブリックコメントをいたしましたところ、市民の皆様からの御意見は1件もございませんでした。

# ○委員長(池田綱雄君)

他にないようですので、これで質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前 11 時 34 分」

「再開 午前 11 時 36 分」

休憩前に引続き会議を開きます。これより議案第5号霧島市都市公園条例の一部改正について自由 討議に入ります。討議はありませんか。

#### ○委員(宮内 博君)

今回の都市公園条例の一部改正は、他にも含めて6件、本委員会に付託をされた案件としてあるわけですけれども、地域主権一括法による改定を受けての改定だということになっているわけです。それで、基本的には国の基準を参酌して条例で定めることができるという内容になっておりまして、法律そのものが地方の独自性を発揮できるような形で法律そのものが施行されていると、地域の自主性及び自立性を高めるための改革だというふうになっているわけです。一部には道路標識等のように、基準よりも3分の2の表示ができるような形でやったということはありましたけれども、多くで国が示している基準どおりの形で改定がなされております。パブリックコメントを実施したということでありますけれども、1件も市民からの反応もなかったということでありました。それで実際パブリックコメントのあり方っていうのが、どうなのかなっていうことも含めてですね、もっと、市民の意見が反映できるような、やり方というのも今後、このような動きは加速されるであろうと思いますので、工夫が必要ではないのかなということを感じたところでございます。ですから、今、議論をされている都市公園条例の一部改正だけにとどまらず、地域主権改革一括法による関連の条例整備に共通して言えることとして、今後の対応にもっと工夫が必要ではないかということだけは申し上げておきたい。

# ○委員長 (池田綱雄君)

他にありませんか。これで討議を終わります。次に、議案第6号霧島市給水条例の一部改正について自由討議に入ります。討議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に、議案第8号霧島市景観条例の一部改正について自由討議に入ります。 宮内議員がさっき言われたのは、全部にかかっていくという理解でいいですね。

○委員(宮内 博君)

はい。

○委員長(池田綱雄君)

討議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に、議案第 15 霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定につい

て自由討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に,議案第 16 号霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定 について自由討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

ここでも、宮内さんのあれが生きるということですね。含むということで理解をします。討議なしと認めます。次に、議案第 17 号霧島市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について自由討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に議案第 18 号霧島市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定 について自由討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

## ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に,議案第 19 号霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について自由討議に入ります。討議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。次に,議案第 20 号霧島市水道の敷設工事監督者の配置及び資格並びに水道 技術管理者の資格に関する条例の制定について自由討議に入ります。討議はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

討議なしと認めます。以上で、今回9件の自由討議は終了したわけですが、まだ時間がございますが、議案処理まで入っていいですか。それでは、これより議案処理に入ります。議案第5号霧島市都市公園条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定する ことに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第5号については全会一致で原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。次に,議案第6号霧島市給水条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定する ことに御異議ありませんか。

# [「なし」という声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第6号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第8号霧島市景観条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定する ことに御異議ありませんか。

# [「なし」という声あり]

## ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号霧島市市道の構造の技術的基準に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第 15 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

# [「なし」という声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。次に、議案第 16 号霧島市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定に ついて討論を行います。討論はありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

## ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第 16 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。次に、議案第 17 号霧島市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基 準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第 17 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。次に、議案第 18 号霧島市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定 について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第 18 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。次に、議案第 19 号霧島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の 制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第 19 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

#### ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。次に、議案第 20 号霧島市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技 術管理者の資格に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

討論なしと認めます。採決します。議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決定す

ることに御異議ありませんか。

# [「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

御異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号については全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定しました。以上で議案の審査が全て終了しました。委員長報告に何か付け加える点はあり ませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

お諮りします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調製については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 47 分」

「再開 午後 1時00分」

# ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引続き会議を開きます。次に第一次霧島市総合計画後期基本計画(素案)について当委員会所管の施策にかかる所管事務調査を行います。さっそく執行部に説明を求めますが、時間に限りがありますので、総括説明は簡潔にしていただきたい。なお、詳細説明が必要な場合は、委員からの質疑に対する答弁で行ってください。また、本日の調査は、後期基本計画(素案)に掲載されている内容の確認でありますので、委員におかれましては、先日の打ち合わせのとおり、基本事業に基づく具体的な実施事業の質疑は差し控えてください。それでは説明をお願いします。

#### ○建設政策課長(下拂 勉君)

それでは、生活基盤の充実につきまして御説明させていただきます。資料につきましては、政策マネージメントシートと素案で説明させていただきます。まず、マネージメントシート1ですが、1の施策の目的と成果把握につきましては、対象は、市域・市民で、意図はゆとりある住みやすいまちになるとしています。成果の指標といたしましては、市民から見て、霧島市がゆとりある住みよい、住みやすいまちになっているかどうかを計る資料として市民意識調査のゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合としているところでございます。その目標達成度の評価につきましては、同じくシートの2の5、施策の現状のところに記載しております。2のところに、平成23年度の施策の取り組み方針の達成状況を書いておりまして、3のところには、施策の目標値と実績の比較をしております。その中の5で目標値の達成評価については記載しておりまして、取り組み方針の達成状況が2に書いておりまして、3に目標値と実績値の比較ということで、この施策の目標につきましては、58%でございますが。23年度の実績値といたしましては、71.2%ということで、目標値を達成し

ているということになります。④の平成 23 年度の施策の成果指標の達成状況及び要因につきまして は、ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合は、平成22年度と比較して、1.5ポイ ント増となっており、目標値を達成しております。年齢別では、おおむね年齢層が上がるに連れて低 くなっており、地区別では、国分・隼人地区が他地区に比べて高くなっているということで整理した ところでございます。そのことを踏まえまして,第1次霧島市総合計画後期基本計画に,その目標を 掲げたところでございます。それでは素案の1生活基盤の充実について説明させていただきます。ま ず、1ページに第1章、施策の体系図とございまして、政策につきましては、①快適で魅力あるまち づくり。その下に施策として、生活基盤の充実がぶらさがっておりまして、その下に基本事業として、 6つの事業を掲げているところでございます。次に、4ページでございます。この施策の目的といた しましては、対象かが市域・市民で、意図は住みやすいまちになるとしております。2に現状と課題 を7項目掲げておりますが,市営住宅の老朽化対策,狭隘道路の改善,民間住宅の耐震化やアスベス ト対策、中心市街地の活性化政策、公園整備や拡充などが求められているということで整理いたして おります。課題といたしましては、6項目掲げておりますが、これらの現状に対する取り組みとあわ せて水道施設の老朽化対策、秩序ある市街地整備の促進、景観の保全を図る必要があるなどとして、 掲げております。次に5ページでございますが、その方針といたしましては、住宅供給や景観整備を 行い,美しい街並みを形成するとともに,良質な水の安定給付に努める。また,中心市街地の活性化 については、市民・事業所・行政が連携して計画を進めるとしているところでございます。4番目の 目標値につきましては、平成23年度の市民意識調査によると、71.2ポイントと2%と高い水準とな っておりますが,成果指標の低下が懸念される項目もあることから,現状維持に努めるとしていると ころでございます。次に6ページでございます。施策と基本事業の体系でございますが、前期計画で は、8基本事業で取り組んでおりましたが、移住定住促進については、政策6の共生・協働のまちづ くりに移行され、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進につきましては、各々の施設でそれぞ れ取り組んでおり、今後も同様に取り組むこととしていることから、基本事業に挙げてなくて、掲げ ております6つの基本事業で推進を図るとしているところでございます。その6の基本事業の内容に つきましては、基本計画期間における取り組み方針を記載しているところでございまして、まず、住 宅環境の整備につきましては、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進し ます。また、土地区画整理事業などを推進しますとしております。2番目に、安全で良質な水の安定 供給につきましては、安全でおいしい水を安定して供給できるよう、計画的な施設の整備を行うとし ております。三番目に,地域にあった土地利用の規制・誘導につきましては,都市計画区域及び,用 途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行としております。4番目の景観の保全と整 備につきましては、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好なまち並み景観の形成を、市民・ 事業所・行政が相互に連携して進めていきますとしております。5番目の中心市街地の活性化につき ましては、中心市街地整備を行う他、まちなか居住を促進するための取り組みや、少子高齢化に対応 した関連施策と連携したまちづくりを進めますとしております。6番目の公園広場等の整備につきま

しては、霧島市緑の基本計画に基づき、公園・広場等の適正な整備を進めるということで素案に掲示をさせていただいたところでございます。

# ○委員長 (池田綱雄君)

今、説明があった点についての質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○委員(宮内 博君)

今、概略説明をただいたんだけれども、特に6ページのところの生活基盤の充実の関係で見てみますと、全体として市中心部といいますか、平野部の基盤整備というようなことがどうも重点化されているのかなという気がするんですけれども、そこのところの周辺部との整合といいますか、そのへんはどういうふうにこの文書の中で見てとることができるんですかね。そのへんをもう少しつけ加えて説明してもらえませんか。

#### ○建設政策課長(下拂 勉君)

確かに、住宅環境の整備とか、土地区画整理事業などを進めるということで、市街地の分に思われるかもしれませんけれども、例えば安全で良質な水の安定供給につきましても、市域全体でございますし、また地域に合った土地利用の規制誘導、それと景観の保全・整備、そういう面での保全を進めていくということで、この中に含まれているのかなと考えています。中心市街地の活性化とか、住宅環境の整備となりますとどっちかというと中心市街地に重点を置いた施策にはなっているかとは思うんですけど、そういった水の安定供給とか、地域に合った土地利用、景観の保全、公園・広場等についてもそれぞれのところで整備しているということで、生活基盤の充実としては、どうしても中心部、市街地、主だったところの整備にはなるのかとは思うんですけれど、他の面で、景観とか、土地利用とか、水の安定供給とか、公園とか、そういう形で整備を図っていきたいということでの整理をしているところでございます。

# ○委員(宮内 博君)

この中で見ていくと、下場の平野部の生活基盤の整備についてはだいたい描くことができるような 気がするんだけど、周辺部の生活基盤の整備ということで、例えば景観の保全だとか、水質の保全と かいうことは、自然環境を保全をしていけば、そこのところは、ここの中で表現をしている部分は保 全をできるというふうになるんだけど、これがの生活の基盤なのかなというようなことで見たときに、 もう少し、そういった点で周辺部での未来像が描けるような形のものっていうのは、検討をしている んではないのかなと思ったものだから、この文書に表現をしている以外でどんなことが描かれている のかなというのをお聞きしたかったわけです。

# ○建設部長(篠原明博君)

今回の総合計画の先ほど課長が話をしましたように、政策ごとに施策、基本事業を設けております。 今、この大きな政策の枠組みが7つあるわけでございますけれども、快適で魅力あるまちづくりから、 自然にやさしいまちづくり等々で7つございます。そういった中で、例えば、本市の地域の持つ特性 色々あるわけでございますが、それらをどういう形で、そういうまちづくりに生かすというものが、 いろいろあるかと思います。今回、建設部のほうで関係ある生活基盤の充実及び交通体系の充実とい うものについて、この多く建設部会で一応検討しているわけでございますが、やはり全体的な構成の 中では,全市のそれぞれの目的あるいは課題に対して対応するような施策を設けて基本事業を設けて おります。ここの私どもの生活基盤の充実の中で果たしてそこが上場は何,下場は何,あるいはここ の地域はどこという形で具体的にはなかなか見えないところもございますけれども、それは他の政策、 施策にぶら下がる事業といろいろ関連するところがございますので,そういったものを総合的に勘案 しながら、その市の方針を決めて施策を進めていくということで、なるんじゃないかなと思います。 ここに列記してあります生活の基盤の充実の中の, 例えば6つの基本事業については, 表現としては, 全体的な市の全体の中の捉え方をして、表現しているつもりでございますが、今おっしゃいましたよ うに,中心市街地でありますとか,より具体的なものの事業については若干市街地のものもあります けれども,景観であったり,公園であったり,あるいは,先ほど水道の話もございました。住宅関係 もございます。それらはすべて全域を網羅した形で一応この基本事業の中で表現しているつもりでご ざいます。また,この生活基盤の充実の満足度といいますか,指標については,アンケート市民の意 識調査という形の中で、一応捉えておりますので、市全域の皆様のそういった意識を評価をしながら、 全域的な整備を進めるということで考えておりますので、今おっしゃった具体的にここの中でどうい ったものをという表現はなかなか難しいわけでございますが、大きな方針としては全域的な捉え方を して、基本事業にぶらさがっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

# ○委員(吉永民治君)

まず、1つは5ページの上、狭隘道路の危険性を解消し、安全で良好な市街地の形成と生活環境の 向上を図る必要がありますということが謳ってあるわけですが、対象に向かって手段としてどういう 方向で、例えば旧国分市がやっていたように街路事業でやっていくのか、それとも、隼人町が主にや っていたような区画整理事業でやっていくのか、そのあたりはどのように基本的にお考えになってい るのかお尋ねいたします。

#### ○建築指導課長 (川上健朗君)

建築指導課のほうで平成 23 年度から今年度にかけて、まだご了解いただいておりませんが、3カ年で狭隘道路の整備のための調査業務というのを実施、今後もしていこうという考えでおります。平成 23 年度の実績につきましては、まず、今後、都市計画区域拡大が予定されている妙見、霧島、溝辺地域における狭隘道路の対象となり得る2項道路の調査を実施しております。昨年度はすでに都市計画区域内で指定済みの2項道路と、道路位置指定という5号道路の現地調査と整理に向けた台帳整備というのを実施しております。今後、調査結果の活用方針ということでちょっとお答えさせていただきますが、狭隘道路の解消による良好な市街地環境の向上を図るために、建築基準法に基づく建築確認の審査、あるいは完了検査などを通して、今後有効的に得られたデータ等は活用したいと考えています。また、日ごろ道路に関する相談に際しましても、迅速かつ的確な運用を図りたいと考えます。特に、今申し上げた平成 23 年に実施した今後予定されている都市計画区域拡大時に必要とされる2

項道路判定に際しましては、一般の交通の用に供していることとか、それから条件となる道に沿っての立ち並びの状況を確認するため、効率的な運用を図りまして、その後に整備される道路台帳等はゆくゆくは客観的に確認できるものとして位置づけたいと考えております。2項道路の現状の市道状況としましては、具体的には建築確認完了検査の手続の中で、関与する設計者を通して建築主の方に建物と築造物である工作物は指定の、みなし道路境界線までセットバックして建築あるいは築造するような指導を継続して行っておりますので、そのような状況ということで御理解いただければと思っております。

# ○委員(吉永民治君)

建築確認あるいは基準法に基づいた指導をされているとは思うんですが、それがほんの一部分的なものですよね。面的な整備というのはできないわけですよね。現状においては。やはり面的な整備、ゆとりある生活云々、これを実現していくためには、やはり面整備、要するに区画整理事業とか、そういうのを大いに取り入れていかねばならない問題じゃないかなと私は考えるんですね。例えば旧国分市街地の中においても、メイン道路は確かにある意味では、車の流通に問題ない支障のない道路っていうのは造られているわけですけれど、一歩裏に入ると離合もできないような道路というのはいっぱいあるわけです。国分隼人旧市街地においても、そういうところはたくさんあるわけですね。そういったところをどう整備していくのかという意味でお尋ねしたわけですね。また新たに民間開発とかそういう面では、基準法に基づいた指導というのはできるわけですけれども、それは部分的な政策と言いますか対応でしかないわけですね。市として旧市街とどうこの計画に基づいて、解消してくかって言うと、やはり街路事業だけでは十分対応できないと、区画整理事業あたりを取り入れていく必要があるんじゃないかなと私は感じているんです。そこらを今後どういう施策として、取り入れて考えていかれるのか、まちづくりされていくのか、そこをお尋ねしたかったわけですけど、それについてもう一度お答えできますか。

#### ○建設部長(篠原明博君)

今,おっしゃいましたように、この狭隘道路の危険性をということの文章につきましては、先ほど課長が申しましたように、建築基準法によるセットバック道路の活用がされていない、整備がされていないということに対してそれをどうするかという話だと思います。おっしゃいましたように、狭隘道路に限らずそういった道路、生活道路の狭い道路をどうするか、あるいは面的整備をするかというのは非常に大きな課題でございますが、一概にどの区域はどういう方法でというのは、今のところは持ち合わせておりませんけれども、やはり今後整備するに当たっては各地域のいろんな事情もございますことから、いろんな手法を考えないといけないかとは思っておりますので、そういう環境の整備という点からすると、さまざまな形で検討していかないといけないと思っています。しかしこの狭隘道路の解消というのは非常に地域によっては宅地がどんどん建ってセットバックにより道路ができていないということが非常に各地ございまして、どういう対応したらいいかというのは非常に困っているわけで、先ほど課長が申しましたように、その実際どういうところにどのぐらいそういう道路が

あるのかというのを今実態調査をしたいと思いますので、そういった実態調査を踏まえてどういった 形で、そこを適正な道路幅員を確保して防災上でありますとか、消防車が入れるような道路を確保す る方法があるかというのをやはり検討していかないといけないと考えております。そういうのを踏ま えた形でのこういった実情を踏まえながら、今後何とか方法を見つけながら、この生活環境の向上を 図っていくということで考えておりますのでご理解ください。

#### ○委員長(池田綱雄君)

さっき私が言いましたように、事業に関して具体的な実施の事業の質疑は控えてくださいということでしたので、あんまり突っ込んだ質問は控えてください。

# ○委員(吉永民治君)

これは具体的なことではないと思うんですけどね。

#### ○委員長(池田綱雄君)

それではもう1回どうぞ。

#### ○委員(吉永民治君)

私は具体的にこの道路はこうしなさいと言っているんではなくて、霧島市のまちづくりというものを見据えていった場合に、今の現状でいいかということですよね。そういう意味で、そのやり方として、ただ街路事業だけで取り入れてやっていくのか、それとも区画整理事業を取り入れてやっていくのかというのをお聞きして、その財源の問題もあるわけですよね。国のほうの動きというのはどうなのかという問題も出てくるわけですよね。そこへ至りますと。どう捉えて、どのように計画的に進めていくのかっていうそのへんをお聞きしたかったということです。部分的にただセットバックして、そのところだけは、例えば2mであったのが3m確保されているか、また一方がセットバックしてくれれば4m 確保できるっていうそういう問題でなくて、市全体のまちづくりをどのように考えてどういう手法を取り入れて、今後やっていこうとしているのかというところをお聞きしたかったわけです。だからそれについて今一度お答えいただければというふうに思います。

#### ○建設部長(篠原明博君)

ききほどお話をいたしましたように、霧島市がいろんな地域の特性があったり、あるいは今までの 事業の経過がございますので、今おっしゃったようなそういった非常に狭隘道路、あるいは狭い道路 に対してどういうかたちで整備をしたほうが一番いいかというのは、いろんな要因があるかと思いま す。先ほど委員がおっしゃいましたように、事業費の問題であったり、あるいは地域の実情がござい ます。そういった諸々を踏まえると、やはりその整備手法というのはそれぞれの地域によってまた違 うし、また、それに合った整備をしないと、すべてがすべて同じそういう手法ではなかなか先に進ま ないし、また、生活のそういう実情に合わないのもありますので、そこは随時、今までの事業の経緯 を踏まえながら、検討していかないといけないというふうに考えております。

# ○建設政策課長(下拂 勉君)

この後期基本計画につきましては、25年から29年度までの期間ということで、その5年間でどう

いうものを重点的に行うかというのを記載しているような状況で、確かに区画整理事業というのが将来に渡っての検討課題だとは思いますけれども、29年度までの重点的に取り組むそういう事業はどうかということで記載しておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

#### ○委員(吉永民治君)

おっしゃることはよく分かるんですけど、やはり霧島市全体を将来的に市民が本当に満足するまち に作り上げていくかっていうことを考えると、そういった手法というのは基本的に見せておいて、そ して部分的にこういった狭隘道路云々という話も出てくるんだろうと思うけれども、ただ5年間で一 部修正したからといって決して満足できるまちづくりはできるわけではない。だからそれを一つの枝 葉として基本的にはどういう基本姿勢で臨んでいくんだというところをやっぱり定めて,まちづくり を進めていかないといかんと私は思うんです。だから、例えば一度一般質問でもしたことあるんです けど、道路計画を立てるのはいいんだけれども、そのまま白地として、用途地域の問題も色々絡んで くるわけですけど、計画は立ててみたは、でも民間の経済活動の中でどんどん家が建ってきてくれば、 行政コストはいくらでも上がってくるわけです。そういう意味も含めて、本当にまちづくりはこうし ていくんだというところを基本に据えた考え方で進めていかないと,すべてが後手後手に回っていく ということですよ。私に言わせれば。後手にならないようにという一つの考え方と、やはり将来ある べき姿というのを描いたうえで、やはりこういう手法をしてやっていくんだという基本姿勢を定めて おかないといいまちはできないと私は思うからお尋ねしたんであって、向こうたった5年間の問題じ ゃないと私は思いますよ。やはり5年,10年,20年,50年,そういった計画をどこに基本を置い て進めていくかというところですね。そういう姿勢を示していかなきゃならんじゃないかなと私は思 います。そういう意味でもやはり市民の理解を深めていかなければならないですし、ただ5年の中に ここを区画整理事業でやりますと言った場合は市民の反対が出てきたりしますよね。市民の理解が得 られていないからまちづくりに対して反対が出てくるわけです。だからそういう意味でもやはり市民 の理解を得ていくうえでも、事前にそういう計画も示しながら、理解を深めていくという、また市民 の協力も得ていくということを進めていかないといいまちづくりはできないんじゃないかなと私は 思うからお尋ねしているわけです。答弁はいりません。

# ○委員長(池田綱雄君)

他にありませんか。それでは、生活基盤の充実についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩 します。

「休憩 午後 1 時 30 分」

「再開 午後1時33分」

#### ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引続き会議を開きます。次に霧島市総合計画後期基本計画の交通体系の充実について説明 をお願いいたします。

# ○建設政策課長(下拂 勉君)

まず施策マネージメントシート1,1ページでございます。それの1,施策の目的と成果把握でご ざいますが、対象は、市域・市民、意図は移動しやすくなる。成果指標の設定といたしましては、道 路ネットワークの満足度を設定し,市民意識調査の市内の幹線道路・国道・県道など大きな幹線が移 動しやすいと思う市民の割合。身近な生活道路・幹線道路以外の市道が移動しやすいと思う市民の割 合としております。また,移動手段の確保の指標として,公共交通機関,鉄道,バス,航空の各事業 者の実績データから路線数・便数・利用者数としているところであります。目標達成度評価につきま しては、同じく施策マネージメントシート2の5施策の現状のところに記載しておりまして、②が取 り組み方針の達成状況,③が施策の目標値と実績値の比較ということで,この中で表中の中に結果と して丸と二重丸と三角がしてありまして、二重丸が目標を達成、丸が目標をほぼ達成、三角が目標を 未達成というかたちで整理しております。道路ネットワークの満足度につきましてはほぼ目標を達成。 生活道路の道路ネットワークの満足度については目標を達成しております。鉄道の利用者については、 路線はほぼ目標を達成しておりますが,便数が目標未達成。利用者数は,目標を達成しています。航 空の利用者数,バスの利用者数については,便数・路線数・利用者数いずれについても目標が未達成 となっている現状でございます。その成果といたしましては、④の目的、成果指標の達成状況及びそ の要因として掲げておりまして,鉄道の利用者数については,平成22年度より増加しておりますが, その要因は新幹線全線開通,高校の学区の見直し,JR のタイアップ事業によって若干 22 年度よりは 増加しております。航空の利用者数につきましては、22年度と比較して約50万人の減少になってお ります。その要因といたしましては、新幹線の全線開業、開通、新燃岳噴火及び東日本大震災に伴う 自粛の影響などが出ているのではないかと考えております。バスの利用者数につきましては、平成22 年度の実績と比較して 4,000 人の増となっております。これは,時刻表を見やすくしたことや,民間 事業者による1日乗車券の利用などによって増加しているものと考えております。このようなことを 踏まえまして,後期基本計画の中に素案として盛り込んでいるところでございます。それでは,素案 について御説明させていただきます。まず1ページの第1章,施策の体系図につきましては,政策が ①の快適で魅力あるまちづくりで、施策の2番目に交通体系の充実。その下にその解決を図る基本事 業として3事業を掲げているところでございます。それでは、内容について御説明申し上げます。7 ページでございます。施策の目的・対象といたしましては、地域・市民。意図としては便利に移動で きるとしております。2の現状と課題ですが、現状につきましては、6項目を掲げておりますが、道 路が渋滞する。道路の劣化や損傷が著しい。橋梁が老朽化している。また,鹿児島空港の利用者数の 減少や,日常生活の移動手段が十分確保されていない。また,ふれあいバスの利用者数は少子高齢化 や過疎化などにより,減少していることなどを挙げております。課題につきましては,8項目,7ペ ージに掲げておりますが、これらの現状を踏まえて、バイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス 道路の整備。生活道路の整備。劣化・損傷が著しい道路整備。橋梁長寿命化対策などに取り組む必要 があるとしています。また、JR 各駅からの2次アクセスの整備・輸送力強化・利便性・快適性の向 上を図る。空港利用者の増加。バス等の公共交通体系の整備,多様でかつ効率的な交通移動手段を検

討する必要があるなどの課題を上げているところでございます。8ページにこの施策の方針といたし まして,国道・県道については,道路整備のための要望活動を行い,市道については,年次計画によ り、改良を進めるとしております。公共交通施策につきましては、市民の利便性を高めるための改善 に積極的に取り組むとしております。4の目標値につきましては、まず、道路ネットワークの満足度 につきましては,平成 23 年度の実績値が 62.7%から毎年度 0.1 ポイントずつの成果向上を目指すと しております。道路ネットワークの満足度の生活道路につきましては、現状維持に努めるとしており ます。鉄道の利用者数については観光客の増を見込み、現状維持に努めるとしております。航空の利 用者については、観光客の増加を見込み、1路線、3便、9万人の増を目指すとしております。バス の利用者については、地域住民の行動特性に合わせたコミュニティバスの運行形態の改善や、バス情 報の周知などにより現状維持に努めるとしているところでございます。 次に, 9 ページでございます。 施策と基本事業の体系でございますが,基本事業につきましては,前期計画と同様に,この3つの基 本事業を掲げているところでございます。その内容につきまして、取り組み方針として、6の基本事 業の内容について御説明申し上げます。まず,道路ネットワークの構築及び道路施設の保全につきま しては、渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域拠点施設を結ぶアクセス道路の整備を行います。 生活道路の改良や補修に努めます。橋梁については予防修繕を行いますとしております。また、2の 鉄道,航空の路線確保及び港湾の整備促進につきましては,公共交通機関に対して路線数や運航便数 の増加を働きかけます。鉄道については、鉄道を利用した観光商品の造成など、利用者の増加につな がるような施策を展開していきます。航空については,国内のみならず海外への路線やチャーター便 の確保に努めます。隼人港外港の建設促進に努めますとしております。3番目のバス輸送等の確保に つきましては、コミュニティバスの運行形態の改善やバス情報の周知を図るほか、運行路線維持に努 め、乗客の利便性向上に向けた検討協議を行うこととしているところでございます。

#### ○委員長(池田綱雄君)

説明が終わりました。交通体系の充実について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○委員(徳田和昭君)

基本事業の内容の中で隼人港外港の件がでてきましたけれど、県との連携はどのようになっておりますか。また県の事業は継続されているかどうかの確認をお願いします。

#### ○土木課長 (馬場義光君)

隼人外港につきましては、ここ数年、皆様ご存知のとおり計画実行そのものが今はストップしている状況でございまして、県のほうにもそのことにつきましては、何度かお尋ねするところでございますけれども、今のところ進展はないというところでございます。

# ○委員 (岡村一二三君)

先般意見書を出しておきましたけれど、せっかくですのでお尋ねしたいんですが、現実的に実施計画書が出てくると個別に見えるんですけど、これを見ただけでは、どうも理解しづらい部分があるんですよね。2点ほど出しておきました。いずれも8ページなんですが、方針として市道について年次

計画により改良を進めますという文言なんですけど、今までこれは作成していなかったのか、まずこれを1点。前期でこれを作成していなかったのか。それと2点目に8ページの4の目標値の2段目。 生活道路、道路ネットワークの満足度ということで掲げてあります。これについては現状維持に努めますとあるわけなんですが、山間地等のへき地ついても現状のままと読めとれるわけなんですが、どうなのか。この2点ほどちょっと教えていただけませんか。

#### ○建設政策課長(下拂 勉君)

市道等を整備するときには、それぞれ期間を要する事業もございまして、そういう観点からいろんな整備にあたりましては、年次計画を作っているわけですけど、それに基づいた形で整備を進めておりますので、後期計画につきましても、そういう期間の要するもの、もしくは、また単年度で済むもの。それにつきましては、それぞれ、年次的に計画を立てて整備を進めておりまして、ただ、なかなか予算の都合によって、その進捗が遅れたりする事業等もあるわけですけど、基本的には、前期と同様に年次計画を作っておりまして、年次的に整備を進めていくという方針には変わりないところでございます。この生活道路の現状維持に努めますという、これにつきましては、この成果指標が市民意識調査によるアンケート結果の市民がそう思う割合を今、67.9%アンケートで満足している、満足度を掲載しているわけですけど、その満足度についてこれを下回らないように努めていくということの現状維持ということで御理解いただきたいと思っております。

# ○委員(岡村一二三君)

市民のアンケート調査でということでした。アンケートがどういう手法でまとめられたのか分からないんですが、例えば隼人・国分周辺の方は現状維持でいいかもしれないんですよね。周辺部は置き去りにされていますので、そのアンケート調査の結果は確かにそうなのかと、私疑問に思うんですよ。例えばせっかくですのでお話をさせてもらうと、こっちの下場は新川北線の橋梁とか大きなお金を必要とする事業計画が掲げてあるんですよね。もう走りだしていますけれども。そうしたときに1市6町のバランスを全体的に考えたときに、山間部がどうなるんだろうかというのは、考え方も住民はたくさん意見をお持ちだろうと思うんですよ。周辺部の皆さんは国分新川線がいくらお金がかかって、最後は何年度までにいくらお金がかかるんだろうかと。にもかかわらず我々の地域は道路整備は遅れている。生活道路はどれだけしてくれるんだろうかと。そのへんは非常に心配もされていらっしゃると思うんですよ。1点ほどお尋ねしますけど、アンケート調査は大体市内どんな割合でこういう数字が出たのか。その点をまず1点。

# ○建設政策課長(下拂 勉君)

この交通体系の成果指標を評価するにあたりまして、どういう指標が適当かなとしたときが、舗装率とか、改良率とか、それは当然事業費をかけると上がってくるわけですので、それについては、余り意味がないんじゃないのかなということで、この交通体系の充実につきましては、霧島市総合計画進行管理にかかる市民意識調査というのを毎年企画のほうでアンケートをとっておりまして、それの中のいろいろあるわけですけど、身近な生活道路、間9が幹線道路のことを言っていますが、間9以

外の市道は移動しやすいと思うかということで、生活道路が整備されている市民の満足度というのをこれで表そうということで、とても円滑に移動できていると思う割合。一部円滑でないところもあるが、おおむね円滑に移動できていると思う割合。一部円滑なところもあるが、おおむね円滑に移動できていないと思う。そういうことで、このアンケート結果が 67.9%ということで、この 69.7%の円滑に移動できる、またはとても円滑に移動できると思う割合が 67.9%ですので、この 69.7%のアンケート結果が下回らないように 67.9%の市民の方がこう思う割合を現状維持として捉えていきましょうということで、成果指標として、この目標設定をしているところでございます。

# ○委員(岡村一二三君)

私の質問が悪かったんでしょうかね。アンケートということでしたので指標に基づいてと、先ほど お尋ねしたわけなんですが、アンケートの回収率にもよりますよね。市内全域から例えばこちらの下 場のほうが人口が多いわけなんですけれども、考え方とすると周辺部の方々がそれなりに意見を出さ れたのか、それもわからないわけなんですよね。私どもには。集計された方はどこのまちから何人と いうことになるんだけど、だからそのアンケートは1市6町どんな比率で出てきたんですか。

### ○建設政策課長(下拂 勉君)

これの実施期間が24年の4月16日から24年の5月2日にかけてしておりまして,国分地区で38%の522名。溝辺地区で41.7%の78名。横川で36.4%の39名。牧園で36.5%の69名。霧島で63.7%の79名。隼人地区で36.3%の319名。福山地区で34.3%の48名。無回答が6名で全体として38.7%の1,160名の方からのアンケート結果に基づいた結果でございます。

#### ○委員(岡村一二三君)

分かりました。パーセントで言われるとそれぞれ標準的にはなるのかなと思うんです が、その件については分かりました。このパーセントから掲げたということであれば。あと1点だけお尋ねしておきます。今回は素案ですので、この後の実施計画はどのように考えて提出されることになっているのか分かっていれば。

#### ○建設部長(篠原明博君)

当然,この後期の総合計画が策定されますとその実施に向けての実施計画のローリングを3カ年計画を作っていきますので、そういったものの原案、素案ができたらそういうものをまた議会のほうにお示しする時期があるのかと。時期についてはまた確認をして、報告したいと思います。

#### ○建設政策課政策グループ長(田實一幸君)

実施計画につきましては予算の関係もございまして、現在予算案も提案しておりますので、予算が 通った後に来年度の4月以降に作成する予定です。

#### ○建設部長(篠原明博君)

1点だけ今の全体的な御質問の中であったんですが、今回の総合計画の後期で大きく変わったのが、整備ではなくて維持修繕的なものが、後期にだいぶ必要性が出てきております。目標の中に入っておりますように、舗装の劣化でありますとか、あるいは橋梁の長寿命化と、そういったものをやはり後

期に集中的にやらないと、なかなか将来に対しては不安が残るということでございまして、今回、総 合計画の交通体系のネットワークの中で、やはり主となる交通ネットワークは進めないといけないん ですが,それにあわせて長寿命化を図る舗装の劣化であったり,橋梁の長寿命化,そういうのを重点 的にするのがだいぶ変わったものではないかなと思っております。そういう点からいたしますと先ほ どおっしゃいましたように、地域の要望あるいは地域の舗装等の要望箇所というのは非常に多いわけ でございまして,それにいかにどういう形で対応していくべきかというのが一番大きな課題でござい ます。そういったことを踏まえますと、先ほどの満足度という話からしますと、なかなか今の状況中 で満足度を上げるという非常に厳しいと、現状での舗装の補修を地域の皆さんからの要望を聞きなが ら現状を守るというのがこの5ヶ年の大きな課題であるというふうに考えております。それと、先ほ ど出ました年次計画的なものもございます。先ほどの話の中で、やはり今後整備をするに当たりまし ては,生活道路にいたしましても,将来の見通しを持って,年次的にやらないと,すべてを計画をし ていくというのは、非常に難しい時代になってまいりますので、先ほどの話を踏まえますと、今後、 例えば過疎計画でありますとか辺地計画と。そういった上場周辺については、そういうものを有効に 活用しながら,年度的に整備をするというのが大きな目標でございます。そういった点からいたしま すと, この5カ年の中でやるべきものをしっかり整理をして, 年次計画のもとで, 道路整備も行うし, 生活道路の整備、あるいは維持補修もやっていくというような大きな基本になっているというふうに 考えておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

# ○委員(宮内 博君)

先ほどの隼人外港の関係で再度お尋ねをしますが、基本計画にはずっと隼人外港の関係を掲げられているんですよね。それで先ほど課長から答弁がありましたように、進展がないということでありました。それで、高速道路の整備が行われる時には、かなり海上輸送の資材なども頻繁に運送されるということはあったんですけれども、これが完了するということがあって、それ以降、貨物取扱量等については、そんなに大きな変化というのはないんじゃないかというふうに思うんだけれども、そういう中で必要性そのものも実際どうなのかということが議論があって、県としても事業計画を打ち出さないということになっているんだけども、市のほうでこれをあくまでも残さなければいけないというのがどこにあるのかというのを、もう少し分かるように説明をしていただけませんか。

#### ○土木課長 (馬場義光君)

隼人外港につきましては、私が先ほど申し上げたこととはちょっと相反するような記述がこれには してはあるわけでございますけれども、それに関しまして、ちょっとお答えさせていただきたいと思 います。と申しますのは、一応、隼人外港につきましては、先ほど申し上げましたとおり、議員の皆 さまもご承知のとおり、ある程度お金を入れて整備を進めていける状態になっているということはご 承知のとおりです。宮内委員のほうからもありましたとおり、貨物等の取引の量、あるいは内容等に つきましては横ばい、あるいは今下降線を辿っている状況もあるんじゃないかということで、県のほ うとも造らなければならないということに対してのことにつきましては、そういった理由で造らない んですよということではございますけれども、今の状況を放置したときに、結局、農地海岸のほうに 消波工等の設置をしたりしておりますが、その部分だけ、隼人外港の部分だけおよそ 50mあるいは 80mぐらいの区間、一応除外しております。その部分は、今後、農地海岸のほうでも今やるというこ とにもなっておりません。それに加えまして、今度は土地利用の観点からも、今、背後地は優良農振 農用地ということで、隼人外港が作られた後には、それなりにまた今後の後世の人たちが検討してい く問題かもしれませんけれども、今、農振を守ろうという、農振を除外していない状況でございます けれども、そういった土地利用の観点からと、それから今の農地海岸の観点から、あるいは県のその 周辺の港湾との取引の関係から、今のところ景気が上向くまでちょっと様子を見ようかということに なっているように聞いております。ですが、我々は今途中にあるこの隼人外港につきましては、あく まで必要性を訴えていきたいということを考えてここに計上しているということでございます。

#### ○委員(宮内 博君)

1回計画に挙げると、なかなかそれを取り下げると言いますか、そこのところが出来ないような仕 組みがどっかにあるんじゃないのかなっていうのを思うんですよね。旧隼人町の時代から議論をされ てきたところでありますので、もう少し考える必要があるんじゃないのかなと思うんです。同時に、 その設置促進に努めるというような記述になっているから、極めてそういう面では現実に置かれてい るその経済情勢やら、貨物の輸送量とかそういう背景から考えても、なかなか現実的ではないんじゃ ないかなと思いますので、ここはぜひとも再検討をお願いしたいと思います。それと、もう一つ、道 路ネットワークの構築、それから道路施設の保全ということで、基本事業の内容の中に市内幹線道路 の渋滞解消のためのバイパス道路の整備等の記載があるんですけど、いただいた交通状況調査の資料 を今ざっと拝見させていただいたところでありますけれども、この赤字の通行車両台数が記載されて いるところが、1日の12時間当たりの交通量が非常に多いと。一般国道223号線の隼人見次、都城 隼人線の隼人松永,国道 504 号線の溝辺麓,いずれも1万台を超えているわけでありますけれども, 全体の大枠の総合計画ということになるわけだけれども,この計画の達成年度そのものは5年間でし たかね、10年間。それまでにどこまでそれを目標にして渋滞解消を図っていくのかと。必要なバイ パスとか、そういうのをどういうかたちで整備すれば、どのような交通の流れにあるとか、当然、車 の台数そのものの予測がないと、そこのところも難しいのかなと思いますけど、それらは検討の上で こういった基本政策を打ち出しているのかどうか,そこのところをお聞きしたいんですけど。

#### ○建設部長(篠原明博君)

今お手元の交通量調査の図面でいきますと、交通渋滞あるいは交通量が多いとされる道路は約1万台を超える道路でございまして、こう見てみますと、いずれも国道・県道で、本市霧島市の骨格をなす道路ではないかと考えているとこでございます。当然、こういった交通の渋滞等を緩和しまして、以前の前の総合計画に基づきます道路の都市計画のマスタープランの中で、道路の交通ネットワークというかたちのものを一応策定いたしております。その都市計画マスタープラン中で、今後、進めるべき道路の整備という中に、そういったバイパス道路の整備を謳ってございますので、当然、そうい

った都市計画マスタープランに載っております交通渋滞のためのバイパス,あるいは生活道路の整備というものは、その計画に基づいて整備をしていかないといけないし、現状においても国・県道にお願いいたしております整備の内容につきましても、その計画に基づいて出しております。そういったことを踏まえますと、今、ここに書いてありますように、まち中、市街地を通り抜ける道路が非常に渋滞が多いということでありますことから、今、県にお願いしている新町線の県道の道路改良による渋滞緩和、それと、市が取り組んでおります 10 号線と野口線の間の新川北線、こういったかたちの中で交通量を分散させたいということでございますので、こういった渋滞の交通量の多いところを何とかネットワークによって、バイパスあるいは改良によって解消していきたいということでございますので、この都市計画マスタープランに載っております計画を進めることとし、また、総合計画で再度こういった交通渋滞箇所が増えている箇所があれば、当然、そういうのを見直しをしながら今後計画をしていって、国・県と協議をして進めていくというふうに考えおります。

# ○委員(宮内 博君)

市民の意識調査による満足度というのは、将来のどこまで持っていくのかというの は示されているんですけれども、これで見ると、目標値では平成 29 年の目標値を抱えているわけだけれど、こういった具体的な統計上は表れているものに対しての、例えば、道路でいえばバイパス道路の整備とか、そういうことをやることによって目標値をどこまで持っていくというようなかたちの精査というのはないわけですか。

# ○建設部長(篠原明博君)

総合計画におきます市民意識調査については、より具体的なものの質問はいたしておりませんので、例えば、市民の方々が交通の渋滞が、どこどこ路線の改良によってだいぶ緩和された、あるいは今住んでいる周辺の道路が整備をされて、非常に生活環境が良くなったという視点での評価でございますので、例えば、個別の道路が云々に対しての評価は今のところはいたしておりません。全体的な中で、市民の皆さまがそういった満足度の調査に基づいてアンケート調査に答えていただくということで、今評価をいたしております。

### ○委員(宮内 博君)

市民の皆さんの意識調査というのは、あくまでも体感していることを答えているということだと思うんですよね。行政側としては、具体的に科学的な数字というのを調査によって持ち合わせているわけでありますので、その辺が推計としてできるんじゃないのかと。例えば、新しい道路を作ることによって、どれほどの交通の流れが予測できるということであるとか思うので、そのことによって、どこにどういうふうに効果的な道路を作ったほうがいいのかということも当然見えてくる話じゃないのかなと思いましたので、やはり市民の目線で見た満足度と行政側のそういう持ち得ている情報量を集計した中で、将来予測がたつことができる計画というのは、もう全然違うと思うんですよね。ですから、そういう分析に基づいた計画というのもあっていいんじゃないのかなと思いましたのでそのことを申し上げたんですけどないということでありますから、出来ればないのであれば、そういった考

え方を一つ変えていけばいいという話ではないのかなと思いますので、その辺どうなんでしょうか。 ○建設部長(篠原明博君)

今,私が評価の仕方,満足度のやり方について市民の方々からのそういう満足度を取る評価として、個別にはそういうのはしていないということでございます。ただ,行政としましても、例えば,道路を作るにあたりましても必要な場所であるとか,あるいは交通量であるとかによって、当然それで渋滞を分散してそうした緩和をしないといけないわけですので、当然,交通量を調査し、それをどのくらいに分散する道路が、どこにどういうかたちで入れたほうがいいというのは、当然,行政はそれをチェックしてやらないと意味がないわけでございます。そういったことを踏まえることで、市民の方にもこういった渋滞緩和ができます、あるいはこういうかたちで整備をすることで、より回遊性、あるいはそういった生活環境が向上しますというのを説明する義務がございますので、そういったのは全然無視してやっているということではなくて、当然、行政はそういった市民が一番利便性が向上を図れるようなかたちで計画をちゃんと説明しながら計画的に進めていくというのは当然考えています。それが当然そういう結果として、市民の満足につながっていくと考えております。

# ○委員(宮内 博君)

先ほどありましたように、ここで1万台以上の昼間の 12 時間交通量で超えているところは、国・県の管理する道路というのが主な道路になっているわけですね。それがその幹線道路になっているということでありますので、当然、それを国県にどういうふうにつないでいくのかというところが非常に大事になってくると思いますので、やはりこの計画と相まってそういう働きかけを強めていくということも当然必要だと思いますけれども、そことの関係は市でこういう計画を立てて、実際にこのようなこの交通渋滞があるというようなことを折衝する機会が当然あるでしょうけれども、どんなかたちで今、年何回ぐらいされているんですか。

#### ○建設政策課長(下拂 勉君)

国道・県道それぞれ渋滞している箇所がございまして、また、住民の方からの要望等もございまして、年最低2回は5月の段階、そして11月の段階ということで要望しておりまして、またその中で、また喫緊の課題が出てきたり、要望があったときはまたその都度しているということで、最低2回は国・県のほうには要望はしている、そういう状況がございます。

#### ○委員長(池田綱雄君)

委員長を交代します。

# ○委員(池田綱雄君)

8ページですが、幹線道路の渋滞がいろいろ現状と課題それぞれに書いてありますけど、8ページの中で下のほうの鉄道の利用者あるいはバスの利用者、これについてはどっちも少子高齢化で減少が懸念されるとなっておりますが、一番上の交通の要衝としては、今後も交通量の増加が予想されますと。私はそうじゃないんじゃないかなと。こういう少子高齢化が進めば、車もそれに伴って減っていくと思いますよ。だから、それについて検討されたのかなと。そういう将来の人口減少もあってそれ

もこの中にいろいろ取り入れての計画なのかなと。ちょっと疑問を持ったものだから,その辺はどのように検討されたのか。そしてまた,この交通量調査にしても,昔からこの辺の幹線道路の渋滞というのは大隅方面から国分を通って空港に行く,こういう方々があちこちのこの幹線道路に紛れ込んでというか,渋滞を引き起こしていると思うんですが,特に4,5年ではそういう人口減少も極端にきませんけれども,大隅方面は市・町どこを見てもすごく減少が始まっている,10年先は本当減ってくると思いますよ。だからそういうのも考えて,こういう計画をされたのか。下では人口が減ってバス利用とか鉄道の利用が減りますよと言いながら,上では交通量がもっと増えますよという,何か矛盾したようなことが書いてあるんですけれども,その辺はどうなんですか。

### ○建設政策課長(下拂 勉君)

周辺部におきましては、少子高齢化によって人口等が減るということで鉄道の利用者もしくはバスの利用者、特にバスの利用者については減少されるんじゃないかなと。それは交通量の増加につきましては、どうしても交通の要衝ということで、今委員がおっしゃられましたように、大隅あるいは都城方面から鹿児島空港を利用する、そういう方がまだまだいらっしゃるということで、そういうことで、交通の要衝であるそこの部分について渋滞箇所があるということで、渋滞箇所についてはある程度市街地を想定しておりまして、人口は減ることも予想されておりますが、そこを利用する市内の道路を利用される交通量というのは、そんなに変わらないんじゃないのかなということでこういう表現をしているところでございます。

# ○委員(池田綱雄君)

大隅線跡地が第一工大の前で頓挫しているというか、あるいは今年度から動き出すようなことを県も言っておりますが、あれが通れば大隅方面からの空港へ行く人はこういういろんな幹線道路には入らないと思いますよ。そこ辺も考えて、今後5年先になればうんと交通体系が変わるんだということを、なんかここ辺に少し謳っていただきたかったなと思いますけれども、次の関係、5年後、次、計画されるときにはその辺も十分検討していただきたいと、これは要望でございます。

# ○委員長(池田綱雄君)

委員長を交代します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、交通体系の充実についての質疑を終わります。以上で、所管事務調査は終わりますが、去る2月4日、5日で開催された議員と語ろかいにおいて出された意見等において、執行部に繋いでおく必要があるものがございます。執行部のそれに関係のある方はそのまま残っていただきたいと思います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時18分」

「再開 午後2時25分」

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、その他の1に入ります。議員と語ろかいで出た意見 等において、別紙のとおり、次の4件が建設水道常任委員会での処理事項となっておりました。1つ 目がシルバー人材センターの道路草払い清掃作業が荒く、側溝に残った草で詰まる。2つ目は塚脇の 市道の雑木が低く、大型のバスが通れないので対処法を。3つ目は九州電力が鉄塔を建てる工事で、 道路と仮橋を整備した。今後、これらを市で管理できないか。4つ目は市道宿窪田犬飼線について、 (イ)設計変更がなされ、新たに山間ルートの説明があったがどのような経緯なのか。(ロ)既存線 の拡幅工事で十分と考える。新ルートに変更した場合、財政上も負担増になるのではないか。更には 既設道路と新設道路、2路線となり、管理上も財政負担増になると考えるが、どうか。この4件につ いての処理方法については別紙に記載のとおりですが、執行部のほうで何か補足説明があれば説明を お願いします。

# ○建設施設管理課長(長谷川俊巳君)

まず1点目のシルバー人材センターの道路草払い作業が荒く、側溝に残った草が詰まるということ でありますが,これは一応私どもがお聞きしたのは上之段地区のほうでそういう話が出たとお聞きし ておりますので、一応、上之段地区の館長さんにはちょっと確認はできませんでしたけれども、そこ に出会されておりました塚脇の自治公民館長さんのほうにお聞きしたところなんですが,聞いたとこ ろでは全般的な話だったよねということでお聞きしたものですから、場所は特定が出来なかったこと をご了解ください。それで、私どもとしましては、年2回 18 路線を上之段地区のほうのシルバー人 材センターに委託をしているところなんですが、ときにはこういうことがあったことが雨上がりに側 溝に,今,草が刈ったのがとか,落ち葉がとか,両方が考えられることなんですけど,そういうこと で草刈りにつきましては、刈り取った草が側溝に詰まらないようにということでシルバーには再度指 導は度々しているところなんですけれども、今後も更に丁重なる作業をするようにということで、再 度またシルバーのほうに指導をしていきたいと考えているところでございます。それと、次の塚脇の 市道の雑木が低く、大型バスが通れないので対処方法をということでありますが、これもまた塚脇の 館長さんにお聞きしましたら、コミュニティバスが通る路線じゃないかと我々としては推測している ところですが、これもどこというのがちょっと明確に出来なかったのですが、私どもが考えるには、 上之段から塚脇に出る上之段塚脇線の道路ではないかと考えております。それで、今までは上之段の 方面のほうは、去年そういう、ちょっと通行に支障があるということでありましたので、シルバーの ほうに委託をお願いしまして、高所木を伐採したところでございます。ただ、今言っているところの 場所が塚脇1号線の交差点、塚脇の農業試験場から永山のほうに行く市道があるんですけれども、そ の交差点から塚脇の間が我々のほうで高所木伐採をしていませんでしたので,その箇所ではないかと 思っておりますので、その高所木がやはりちょっとあるというのを確認できましたので、今後、高所 木伐採を計画しながら、対処していきたいと考えているところでございます。それと、次の九州電力 が鉄塔を建てる工事で道路と仮設橋を整備した。今後,これを市で管理できないかという問いなんで すけど,この道路は現地を私どものほうも確認に行ったところでございます。横川の産業建設課のほ うの担当と私どもで現地を見に行ってきました。それで現地を見た感じの中では、この道路と仮設橋 は九州電力会社が送電用の鉄塔を建設するため、森林内の道路補修と我々の市道にかかっております 古城橋、第一橋の2橋ですが、この橋については重量と幅員を確保するためにリースで復興板やH工等で組み立てたものでありますので、工事完了時には撤去されるものだと考えております。それで、今後、古城橋は橋台のひび割れや床板損傷がひどい状態であることから、橋梁長寿命化事業での調査の結果では、架け替えが望ましいとの判断が出ております。そこで、今後、この橋梁長寿命化事業では架け替える事業ではないものですから、補修はできますけど。そういう出来ないことから他の優位な事業で架け替えが出来ることを含めて検討が必要と考えているところでございます。それと、第一橋は調査では石橋でありますので、補修というのは石橋の場合は行いませんので、仮設橋を撤去された後は、やはり石橋としてそのまま継続して管理していきたいと考えております。それと、道路につきましては、森林内を通る作業路を工事用道路として整備されたものでありますので、私どもの管理する道路でないものですから、関係課のほうにお繋ぎしたいと考えているところであります。

#### ○土木課長(馬場義光君)

市道宿窪田犬飼線ということに書いてございますが。これは現在、計画中の宿窪田線と市道名をし ておりますので, そのことだと思います。この宿窪田線につきましては, 牧園町大字宿窪田の国道 223 号線,佐藤酒造のちょっと手前から大字下の中津川,和気神社のほうに向かう道路でございまして, 延長が 4,040mございます。この道路につきましては、旧牧園町におきまして、国道側からと和気神 社からの双方から工事を進められておりまして、国道側は平成 14 年に、それから和気神社側は平成 17年に、延べ両方から 2,650mが、これは約でございますけれども完成しており、今後、整備をしよ うとしている, 私たちが今計画をしております中間部の約 1,350m程度が未改良となっております。 旧町の整備計画では、地形の関係から道路排水を区間の中央に給水するということで計画勾配を取っ ておりましたが,その計画勾配のちょうど真ん中辺りから南方向に向かって,今度は市道に向かって 右手側の南の方向に排水路だけを這わせていこうという計画をお持ちだったようです。これをずっと いきますと,およそ 2,500,あるいはちょっと地形なりにいきますと3km ぐらい近くなるのかもし れませんが、国道223号線、山野湯荘の辺りに出ますので、そこから国道を経由して天降川に排水し ようということと、それから近くに排水調整地を設けようと。そのどっちでいくかということ等の協 議がなされたようでございます。ところが,この水路整備等にこれから用地交渉,用地買収,あるい は造成には相当な経費もかかるということで、工事が一時中断されたということであります。今回の 整備計画におきましては,路線がダブルで走るような格好になるとここに書いてあるとおりございま して、そうなんですけれども、国道側のほうから和気神社側のほうに排水を、計画勾配をもっていこ うと考えましたがために,結局,今の現道をそのまま活用するとなりますと,そこに相当な高盛土を 必要とします。その高盛土を造成しようとしますと、当然、今の市道の脇には農地があるわけでござ いまして,大げさな言い方をしますと,その農地が全部潰れていくと。そのような状況が発生します。 ですから,地権者の方々の理解は得られにくいんじゃないかなということから,山手側のほうにシフ トしたということです。そして、その計画で持って和気神社側のほうに一方的に排水を持っていくと いうようなことから,今回のこの御質問にあるようなことになったんだと思います。そして,我々の

計画もそのようにしたところでございます。2点目でございますけれども、現道高さ、現道ルートでの拡幅の場合、2点目でございますけれども、(ロ)をお読みください。現道高さ、現道ルートでの拡幅の場合、天降川への道路、排水先を検討しなければなりませんが、排水路整備にはその延長を考慮すると事業費が膨大となることと、維持管理の問題が出てくるということは当然予想されます。市道の維持管理につきましては、その一方は、今度は利用者が限定されることになると思われますので、地元を含めて協議をさせていただきたいと考えております。

#### ○委員長(池田綱雄君)

今、説明がありましたけれども、委員の皆さんから何か質問はありませんか。

### ○委員(蔵原 勇君)

先ほど管理課長のほうから4点にわたる中で2番目なんですけど、塚脇のこの市道、雑木がこの資料を見る限りは大型バスと書いてあるんですよ。この大型バスが何人乗りのバスなのかなという思いがしたものですから、先ほどの答えではコミュニティバスっておっしゃいましたけれども、これは何人乗りですか。

# ○建設管理課長(長谷川俊巳君)

地域のコミュニティバスと考えにますと、25人から29人乗りくらいの中型バスじゃないかと思います。

# ○委員(厚地 覺君)

このシルバー人材センターの草の問題はもちろんですけれども、この側溝の溜め枡に落ち葉が溜まって、今度はそれを捨てればいいんでしょうけれども、国有地なんだからその辺に撒き散らせばいいんだけれども、ご丁寧にもまた側溝の上に乗せているんですよね。だから、今度はまた風が吹いたり、雨が降ったらまた落ちてくる。なぜあんなことをするのかちょっと分からないんですけど。一輪車を積んでいて、やぶの中に捨てればそれでおしまいなんですから、そういう2度手間がないように指導していただきたいと思います。

# ○建設管理課長(長谷川俊巳君)

そういう所もあるかと思いますので、今後、うちの作業員、シルバーのほうにも十分そういうこと がないように指導していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

# ○委員(厚地 覺君)

一輪車がなくても道路が5,6mなんだからホークを持っていって,そのやぶに捨てればいいわけですから。傾斜地の反対側に。もう山の中だから,誰も文句は言わないわけですから,そこまではちゃんと指導するように強く言っておいてください。もう毎年です。そして,また雨が降ったらまたそこを上げるわけですから。

### ○委員長(池田綱雄君)

そのようにお願いします。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。以上で、議員と語ろかいの処理事項については終了 します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時35分」

「再開 午後2時40分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、その他の2に入ります。先ほど調査しました後期基本計画 (素案)の施策で、今後、執行部が具体的に事業を実施するにあたっての提言のとりまとめを行います。なお、先日、打ち合わせで説明しましたが、各委員会で取りまとめた提言については、総合計画を所管する総務常任委員会の委員長が総括して報告しますので、ご了解いただきたいと思います。それでは、ご意見はありませんか。

# ○委員(宮内 博君)

後段の部分の交通体系ですけれど、そこでも申し上げましたけれど、隼人外港の関係でありますけれど、事実上、これは個人もそのものも進展をしていないということでストップしている状況にあります。市のほうが積極的に推進するということにありますけれども、事業そのものは県の事業ということで、県が実際に事業計画をストップしているという状況の中で、市のほうがこの建設促進に努めるというのは、これはない話じゃないかと。ですから、これは削除をしてもらいたいと思うところです。それからもう1つは、交通体系の関係で交通渋滞の軽減のためのバイパス道路の建設等の表記があるわけでありますけれども、交通量調査の結果が示されていますけれども、いずれも主要幹線道路は国道・県道ということで1万台を超える渋滞が恒常化しているところになっております。年2回、5月・11月に協議しているということでありましたけれども、やはりもっとこれらの具体的な事実に沿ったかたちで、対策を強めるべきではないかと思います。同時に、市としてもその進捗について定期的に確認できるような体制が必要じゃないかと思いました。以上、まず最初に、入り口部分でありますから皆さんも積極的に言ってください。

#### ○委員長(池田綱雄君)

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時50分」

「再開 午前2時53分」

#### ○委員長(池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに提言はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

### ○委員長(池田綱雄君)

他にないようですから、建設水道委員会としては、素案9ページの基本事業の内容(2)の4番目、「隼人港外港の建設促進に努めます」は県の事業であり、市が建設促進に努めるということはおかしいため、この文言を削除してもらいたいということと、同じく基本事業の内容(1)の1番目にバイパス道路の建設等の表記が記載されているが、1万台の交通渋滞が発生しているところは、主に県

道・国道であり、年2回しか協議をしていないということなので、もう少し協議の回数を増やして、 実情を訴えたうえで、改善を急いでもらいたい、対策を強化してもらいたいという、この2点で総務 委員長に報告することにご異議ありませんか。

[「意義なし」という声あり]

# ○委員長(池田綱雄君)

ご異議なしと認めます。そのように取り計らいます。次にその他(3)に入ります。行政視察についてですが、5月8日から10日までという日程は決めていただきましたが、その希望する視察事項、視察場所等がありましたら、発言をお願いいたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 時分」

# ○委員長(池田綱雄君)

再開いたします。その他で委員の皆さんから何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これで建設水道常任委員会を閉会します。 「閉会 午後2時58分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長